

# 平成24年第1回定例会会議録（第5号）

平成24年3月13日

## ○出席議員（23名）

1番	森	大輔	君	2番	三重	忠昭	君
3番	手束	貴裕	君	4番	野上	泰生	君
5番	森山	義治	君	6番	穴井	宏二	君
7番	加藤	信康	君	8番	荒金	卓雄	君
9番	松川	章三	君	10番	市原	隆生	君
11番	国実	久夫	君	12番	猿渡	久子	君
13番	吉富	英三郎	君	14番	黒木	愛一郎	君
15番	平野	文活	君	16番	松川	峰生	君
17番	野口	哲男	君	18番	堀本	博行	君
20番	永井	正	君	22番	江藤	勝彦	君
23番	河野	数則	君	24番	泉	武弘	君
25番	首藤	正	君				

## ○欠席議員（2名）

19番	山本	一成	君	21番	三ヶ尻	正友	君
-----	----	----	---	-----	-----	----	---

## ○説明のための出席者

市長	浜田	博	君	副市長	友永	哲男	君
副市長	阿南	俊晴	君	教育長	寺岡	悌二	君
総務部長	釜堀	秀樹	君	企画部長	大野	光章	君
建設部長	糸永	好弘	君	ONSENツーリズム課	亀井	京子	君
生活環境部長	永井	正之	君	福祉保健部長 兼福祉事務所長	藤内	宣幸	君
消防長	渡邊	正信	君	教育次長 兼教育総務課長	豊永	健司	君
水道局次長 兼工務課長	稗田	雅範	君	企画部参事	福田	茂	君
政策推進課長	稲尾	隆	君	財産活用課長	原田	勲明	君
保険年金課長	悴田	浩治	君	保険年金課参事	三口	龍義	君
自治振興課参事	月輪	利生	君	情報推進課長	池田	忠生	君

観光まちづくり課長	松 永 徹 君	ONSEN ツーリズム部次長 兼温泉課長	河 野 貞 祐 君
文化国際課長	是 永 敏 明 君	環 境 課 長	伊 藤 守 君
環 境 課 参 事	眞 野 義 治 君	障 害 福 祉 課 長	岩 尾 邦 雄 君
福祉保健部次長 兼児童家庭課長	伊 藤 慶 典 君	高 齢 者 福 祉 課 長	湊 博 秋 君
健康づくり推進課長	甲 斐 慶 子 君	道 路 河 川 課 長	岩 田 弘 君
建 築 住 宅 課 長	末 吉 正 明 君	下 水 道 課 長	屋 田 禎 弘 君
建 設 部 次 長 兼建設指導課長	川 野 武 士 君	生 涯 学 習 課 長	本 田 明 彦 君
スポーツ健康課長	平 野 俊 彦 君	消 防 本 部 予 防 課 長	工 藤 一 男 君

○議会事務局出席者

局 長	加 藤 陽 三	参事兼調査係長	宮 森 久 住
次長兼庶務係長	小 野 大 介	次長兼議事係長	浜 崎 憲 幸
主 査	溝 部 進 一	主 査	中 村 賢 一 郎
主 任	甲 斐 俊 平	主 任	波 多 野 博
主 事	松 川 昌 代	主 事	山 本 佳 代 子
速 記 者	桐 生 能 成		

○議事日程表（第5号）

平成24年3月13日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（松川峰生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第5号により行います。

日程第1により、一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○10番（市原隆生君） 丸9年で、初めて1番が当たりました。よろしく願いいたします。

質問の通告の順序に従って進めてまいりたいと思います。

環境行政についてということで、まず、ごみ袋なのですけれども、市民の方からごみ袋が弱くなった、破れるというのですね。私も実際に家庭で袋、いっぱい詰めまして結んでみますと、今までかなりいっぱい入れて結び目、ぎゅっと結んでも——本当に強いなというぐらい——破れることがなかったのですけれども、これがちぎれてしまいました。本当に前はこんなことなかったのですけれどもね。このようなことで袋が弱くなったということで苦情は入ってないでしょうか。いかがですか。

○環境課参事（眞野義治君） お答えします。

ごみ袋の使用に関しましては、平成20年度より厚さを変えておりませんので、薄くなって破れやすくなったということはございませんが、ごみ袋の色が多少薄くなったりすると厚さも薄くなったように思われるのか、市民の方からお問い合わせをいただくことがあります。仮に市民の皆様が購入されたごみ袋に破れやすいといったふぐあいがあった場合には、ふぐあいの確認後、新しい指定ごみ袋と交換をさせていただいております。

○10番（市原隆生君） そこで、20年からということでありましたけれども、その指定ごみ袋、どのような規格でつくっているのか、お答えください。

○環境課参事（眞野義治君） お答えします。

ごみ袋を作成する際の規格につきましては、厚さやサイズのほかに、平成21年度より引っ張り強度及び伸び率につきましても数値を指定するようにいたしました。さらに、この引っ張り強度と伸び率につきましては、納品業者が工業標準化法に基づく指定検査機関に検査依頼し、検査結果である試験報告書を納品時に契約検査課に提出するよう義務づけいたしました。これにより、より破れにくいごみ袋になったものと思われまます。現在、環境課にある在庫は、すべてこの規格に合ったごみ袋でございますが、平成20年度以前の規格のごみ袋が流通している可能性もあり、破れやすいものも存在するかもしれません。その場合につきましても、先ほどお答えしたとおり、ふぐあいの確認後、新しいごみ袋と迅速に交換をいたしております。

今後も、市民の皆様が安心して御使用いただけるよう、ごみ袋の品質向上に努めてまいりたいと思います。

○10番（市原隆生君） 先ほどの答弁と今の答弁でもありましたけれども、ふぐあいのあるごみ袋は交換してくれるということでありましたけれども、今回、私はこの質問を出して初めてお聞きしました。これは知らない人が多いのではないかと思いますのですけれども、どういうふうにして交換してもらえるのですか。何かでお知らせとかしているのでしょうか。いかがですか。

○環境課参事（眞野義治君） お答えします。

ごみ袋の交換につきましては、破れたという連絡をいただいたときに、業者と私ども環境課職員が現地へ赴き、不良ぐあいを確認して、それから、その場でごみ袋を交換いたしております。

○10番（市原隆生君） わかりやすくしておいてもらいたいと思います。こういうことがあったら交換しますよということを知らない人が多いのではないかと思います、今のことは。

20年以降は今の規格でというふうにお答えだったのですけれども、その前は規格が違って弱かったときもあったということなのですね。この有料ごみ袋が導入されてからこういう、さすが有料ごみ袋だけあって強いなという印象はずっと持っていましたけれども、ある時期、やはり以前にも議会でだれか議員が、ごみ袋が破れやすくなったということで指摘をしたことがあるかと思えます。それが、今の答弁の中から20年以前の規格のごみ袋が、そうだったのかなという思いがいたしましたけれども、これはある市民の方から言われたことがあるのですけれども、ごみ袋もごみなのだということでありました。当然そうですね。ごみ袋に別府市12万市民が、別府市指定のごみ袋にごみを入れて出しているわけですが、このごみ自体も一緒に燃やすわけですから、ごみ袋もごみの一部なのだということは、そうだと思います。

これ、ごみ袋、大体どれぐらい年間使っているのか、わかりますでしょうか。

○環境課参事（眞野義治君） お答えします。

ごみ袋の総数につきましては、今、多々資料を持ち合わせておりませんので、後ほどまた議員の方に知らせたいと思えます。

○10番（市原隆生君） これはちょっと突然に言いましたので、後で、では教えてください。

本当にごみ袋もごみということで、なるべく少ないごみ袋の量で多くのごみが出せるようにした方がいいというふうに私も思いますし、その点、気をつけていただきたいというふうに思います。

では、続きまして、有価物についてお尋ねをしてみたいです。

昨年7月1日から資源ごみの持ち去り禁止条例が施行されたということでありましてけれども、これ、条文には何と記してあるのか。また、成果はどのように上がっているのか、お尋ねします。

○環境課参事（眞野義治君） お答えします。

資源物持ち去り禁止条例の施行から8カ月余りが経過いたしました。施行後の7月から翌年1月までの半年間の回収量実績を平成22年度と比較してみますと、古紙・古布の収集量は86トン、缶・瓶・ペットボトルは18トンで微増しております。それぞれ前年度対比率で約105%と103%でございますので、それらを踏まえれば、現時点では条例の成果があったととらえております。

○10番（市原隆生君） わかりました。その禁止条例の条文というのは、どのように記されているかわかりますか。それもちょっとあわせてお尋ねしたのですけれども、いかがですか。

○環境課参事（眞野義治君） お答えします。

条文につきましては、今ここに持ち合わせておりませんが、指定ごみ袋で排出された資源物、いわゆる瓶・缶・ペットボトル、あるいは古紙類につきましては、市民が協力して出している分につきましては、注意・指導・勧告をして、さらには罰則規定も設けております。

○10番（市原隆生君） 何でこれを聞いたかと言いますと、私もこの質問に向けて、どのように書いてあるのかなというふうにもいろいろ探したのですけれども、ここに立つまでの間に見つけきれなかったのです。それで、お尋ねをしたのですけれども、今、参事の方で罰則を設けているというふうにありましたけれども、その罰則というのは、どのような罰則になっていますか。

○環境課参事（眞野義治君） お答えします。

持ち去り行為を行っている方に、最初は注意をして、持ち去ってはけませんよと注意を促します。その後指導、それからまだ重くすれば勧告、それから次に罰則規定でいわゆる罰金とか、とが料とかいう形で、最終的にはそういうふうになりますが、そこが目的ではございませんので、注意して、持ち去りをしないでくださいと優しく指導しています。

れども、最終的には余りひどいようにあれば罰金までといきますけれども、そこが目的ではございませんので、指導・注意ぐらいに今のところしております。また、現行犯でなければ、なかなか厳しいものがあります。それでそこまで至っていないのが現実であります。

- 10番(市原隆生君) 罰則がついているというのは、ちょっと今初めてお聞きしました。これはちょっと、この質問を取り上げた本意ではないのですけれども、今、参事がおっしゃったとおり罰則で罰金を取るのが目的ではないというのは、それはそのとおりだと思いますから、この点については今から詳しくはお聞きしませんけれども、その前に、さっき、成果があったということで瓶・缶・ペットボトルの量が約3%ふえたというふうにお聞きしたというふうに思いますけれども、これは余り意味のない数字だというふうに、これはちょっと言っておきたいと思います。というのが、もう抜き去られた後で、中の有価物というのはアルミ缶だけなのです。瓶・缶・ペットボトルの中でアルミ缶だけが有価物であります。あとはスチール缶とかは、持って帰ってもとってくれるところはないわけですから、抜かれた状態でその条例が施行前、施行後でふえたとしても、それはたぶんスチール缶がちょっとふえたのかなという思いがしておりますので、あまり意味のない数字ではないかというふうに思います。

また、その条文で罰則が設けられているというふうに今言われておりましたけれども、これは7月に施行されたときに、こういうごみの持ち去りが禁止されましたよということで、それぞれの市民に広くお伝えしていただいたというふうに思います。他の自治体でもそういうお知らせをしていただいたのではないかというふうに思うのですけれども、あるところでお聞きした中で、そういう担当の説明をする人が、今度そういう持ち去りが禁止されるようになったので、これはごみを出す側が気をつけて、トラブルが起きないようにしてくださいというような説明をされたそうであります。これは、この持ち去り禁止条例をつくった趣旨と違う市民の方の受け取り方ではないかというふうに思ったので、この質問を出させていただきましたが、その点についてどう思われますか。そういう解釈でいいのでしょうか。私はおかしいと思います、これは。これは、持ち去る方が悪いから持ち去らないようにというつもりでつくった条例だというふうに思うのですけれども、ある方は違うように受け取って、出す側が気をつけてトラブルが起きないようにしなければいけないというふうにとっているというところがあります。その点いかがでしょうか。

- 生活環境部長(永井正之君) お答えをいたします。

確かに議員おっしゃるとおりに、この条例施行後に住民の方に逆に負担をかける、そういうものがこの条例の趣旨ではございません。あくまでも抜き取りに対してその規制をかけた、そして罰則まで設けているので、これは実際のところ罰則まではいっていないというのが事実でございます。もう少しこの条例の施行に当たりまして、また実施に当たりまして、もう少し地元地域の皆様、また自治会の皆様に詳しく御説明を申し上げることが必要なのかなというふうに思っております。また、いろいろそういう御情報をいただければありがたいなと思っております。

- 10番(市原隆生君) 本当に誤解がないようによろしくお願ひしたいと思いますし、また、なるべくそういうトラブルが起らないように、また自重していただけるようにお知らせしてもらいたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひをします。

では、続きまして、ペットのふんということでお尋ねをしてみたいです。

今、ペットのふん、いろいろこの議会でも何回か取り上げられておりますけれども、このペットのふんの放置について、今どのように対応しているのかお尋ねをします。

- 環境課参事(眞野義治君) お答えします。

公園内においては、犬のふんの放置を禁止する看板の設置及びふんを放置した現場への小型の旗設置等の施策を行っているところでございます。また、まち美化に係る補助金を

用いて、ふん放置の禁止を訴える看板を自治会で設置する事例もあります。犬のふんの放置は、県条例で禁止されておりますので、本市においても市報、ケーブルテレビなどを用いた啓発活動、また狂犬病予防注射や環境デー等における犬のふんとり袋の配布等の活動を行っているところでございます。

今後は、これらに加え動物愛護推進員の活用や環境監視員のパトロールに、犬を含む動物の排泄物散乱の監視の役割を強化してもらうといった施策を図りたいと考えております。

○10番（市原隆生君） 今の答弁の中で県の条例でというふうに言われておりました。この議会でこのふんの問題についても市の条例でという意見もあったかと思っておりますけれども、まだそこまでは至っていないというふうに思っております。今、参事の答弁の中にありましたけれども、県の条例で、これは罰則の規定というのはたぶんなかったというふうに思っておりますけれども、この条例、条文はどのようになっているか、わかればお答えいただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○環境課参事（眞野義治君） 大変申しわけありません、把握しておりません。

○10番（市原隆生君） この条例の中で罰則の規定というのは入っていなかったというふうに思っております。きちんと、ふんの処理をしている飼い主の方もたくさんおられるわけでありませぬ。私の家の前も毎日のように散歩をされている方がおられますし、こういった方は本当にふんの後始末をきちっとされております。しかし、こういった方たちが、きちっとやっている人たちがやっぱり悪く思われてしまうというふうに私は思うのですね、これ。これについて罰則があった方がいいのではないかとこのように思っているのですけれども、その点、いかがでしょうか。

○環境課参事（眞野義治君） お答えします。

罰則等も必要かと思っておりますが、つかまえるだけではすべてではないと認識しておりますし、市民にマナーの向上を訴えるのも一つの手かなと思っておりますので、何かにつけてすべてに罰則を設けるといのはいかがなものかと考えております。

○10番（市原隆生君） もちろんそうですけれども、訴え続けてきて減らないというのも事実です。先ほども有価物のところで申し上げましたけれども、もちろん罰則を設けたからといって、その罰金をいただくのが目的ではありません。例えば先般、中津にお邪魔したときに、市営住宅の中庭に黄色い、このぐらいの大きさなのですけれども、犬の形をした看板がありまして、結構、小さいスペースに四、五枚張ってあったのではないかなと思います。黄色い目立つ色で、余り大きくないのですけれども、すごく目立つ色で、「ふんをさせたら罰金1万円ですよ」というふうに書いてありました。ちょうど中津の議員さんがいましたので、「これ、どうなのですか」というふうに聞いたら、「この看板を出してかなり効果が上がっていますよ。中津でも、この罰金をいただく、いただかないとかというよりも、やはりその看板を出すことによってそういう注意を促す、またそういう看板を見ることによってそういう放置をするケースが減りました」というふうに答えておられました。もちろんいただくのが目的でするものではありませんけれども、やはりもちろんマナーを訴え続けていくというのは大事だと思いますけれども、減ってこないというのも現実でありまして、例えば公園でイエローフラッグを立てているということでありましたけれども、先般、うちの会派長とも話ししておりましたけれども、観光客の人がバスをとめておりてきてびっくりしていたというふうに、何か話を聞きました。ふんのところにいろんな小さい旗がいっぱい立って、「何」ということでびっくりして見ておられたという話も聞きましたし、本当にそうやってもなかなか減ってこないというのが現実としてあるわけですので、何回も言いますが、罰金を取る、取らないではなくて、やはりもう一つ、深く注意を促すためにもそういった条例をつくって対応するのも一つの手かなというふう

に思っております。この点についても検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○生活環境部長（永井正之君） お答えをいたします。

まず、県条例は、犬の放し飼い、それからあわせてふんの禁止というものを規定しております。議員おっしゃるように罰則規定はなかったと記憶しております。先進地の事例は、ちょっと私も詳しくは存じ上げないのですけれども、先日、環境監視員の会議がございまして、監視員の方から、「注意をすると、逆に怒られるという現状があるのですよ」。要するに犬の放し飼い、また犬のふんを始末しないかというふうに注意をすると、逆に食ってかかれたという事例もございました。そういう事例からも、何らかの対策をしなければいけないのだろうというふうには思っております。

また、私もどもは建設部の公園緑地課と一緒に公園で朝とか夕方に立ちまして、指導をさせていただくときもございまして、なかなか効果が上がっていないというのが現状だろうと思っております。再度、内部の方で検討していただきたいなと思っております。

○10番（市原隆生君） 本当に、前向きに検討していただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

では、次の項目に移らせてもらいます。教育と国際交流についてということで、留学生と児童の交流というテーマで質問をさせていただきます。

これは、昨年11月26日、27日におじかで開催されました市子連の行事でありますけれども、留学生と子ども100人の交流が持たれました。1泊で持たれて、大変素晴らしい交流ができたというふうに思っております。教育長も来ていただきましたし、多くの方に見ていただいたというふうにも思っておりますけれども、本当にこれは別府だからできる素晴らしい事業だったというふうに思っておりますけれども、こういった内容で子どもと留学生の交流、教育委員会で行っている事業でこのような事業があるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。いかがでしょうか。

○生涯学習課長（本田明彦君） お答えいたします。

現在、少年自然の家おじかにおきまして、国際交流を目的といたしましたおじかキッズクラブといった子ども対象の主催事業を実施いたしております。

○10番（市原隆生君） そして、この規模、募集方法、参加費用、そういった概要についてお尋ねしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○生涯学習課長（本田明彦君） お答えいたします。

おじかキッズクラブは、子どもと留学生で1泊2日、自然の中で国際交流の輪を広げようといったことで、子どもたちが留学生と宿泊、自然体験活動を通して交流することによりまして、国際理解と広い視野の育成を図ること、また、自然体験活動を通して自然を学ぶことによりまして、心豊かでたくましい子どもの育成を目的として実施する事業でございます。

平成23年度は、10月29、30日、土・日の日程で開催をいたしました。募集人員につきましては60名でございましたが、実際APUと別府大学から6カ国17人の留学生の方に参加をいただきまして、主催事業の開催規模は64名でございました。経費につきましては、留学生の方の負担はございません。参加される児童・生徒につきましては、4食分の食費、それからリネン代、工作代、ジュース代等で2,400円の負担をいただいております。

それから、事業の概要についてでございますが、1日目は、入所後のアイスブレイキング、昼食を挟んでのふれあいタイム、チャレンジおじカラリー、夕食後のグループナイトハイキングなどがございます。2日目は、日本の遊びと外国の遊びをそれぞれが体験するふれあいタイム、小枝や木の実を使った思い出の工作となっております。

○10番（市原隆生君） これは60人という定員だというふうにお聞きしましたけれども、これはもったいないと思いますけれども、もう少しふやせないのですか。

○生涯学習課長（本田明彦君） お答えいたします。

募集定員につきましては、事業の運営面、特に安全面に配慮した結果、60人ということになっております。募集の定員をふやすことはできないかというお尋ねでございますが、例えば60人定員を春1回、秋1回、年間計2回で延べ120人とする方法であるとか、あるいは親子と留学生の集いということで、現在プログラムの関係で4年生以上となっております参加者の対象年齢を引き下げ的方法等が考えられますけれども、現在、おじかの方では13の主催事業を抱えております。そういう状況でありますので、現状のままで事業を追加するというのは非常に難しい状況でございます。今後は、各主催事業の参加状況とかを見て、主催事業の見直しを行う中で25年度に向けて事業の拡大が可能かどうか、内部で検討してまいりたい、このように考えております。

○10番（市原隆生君） そこで、私が思うに、それこそ子ども会の力を借りればいいのではないかなというふうに思うわけであります。というのが、この11月にありました事業は、子ども100人、それから留学生30人来ていただきました。子どもの育成者、保護者ですけれども、これも30人弱だったというふうに、25人ぐらいだったと思います。年齢は4年生からということではなくて、未就学児から6年生まで、あと、ジュニアリーダー、中学生、高校生も五、六人手伝っていただいたのではないかなというふうに思っておりますけれども、こういった中でこれは国際交流、留学生と別府の子どもたちの交流ということだけではなくて、100人子どもが集まりましたけれども、これは別府市内からいろいろなところから来ておりました。私も見ておりましたけれども、留学生と子どもたちが仲よくなるだけではなくて、学校を越えて、あつという間に仲よくなるのですね、ゲームとかを通して。体を動かすことによって大人も子どもも本当に、あつという間に仲よくなってしまうのです。その姿を見ていてびっくりしました、本当に。大変すばらしい事業だなというふうに思いながら、見ておりました。

教育長も早く来られて、遅く帰られて、たぶん同じ思いで見られたのではないかと思います。後で御意見をお聞きしたいと思うのですけれども、これは校区を本当に越えて仲よくなれるすばらしい事業であるということで、年齢を区切らずに、小さい子から6年生まで広くやってもらえたらありがたいなというふうに思っております。

こういった事業を子ども会でやっていただくことによって、今ちょっと衰退をしております子ども会活動についても、こういったことで活気を取り戻せるのではないかなというように思っております。やっぱり地域と密着しているという子ども会の活動は、本当に自治会の中でもどんどん消えていく子ども会の組織が、何とか存続できないのか。それは当然、中に核になる会の育成会長を引き受けていただく方がなかなかなくて、なくなっていくという現実もあるようでありますけれども、こういったものに本当に子どもの親はそういう核になってくれる人があったら、ぜひとも町内につくってもらいたいという意見も何人かの方から聞いたことがありますし、こういった後押しをしていただけるような内容のことを任せていただいたら、子ども会の方も組織的にも活発になってくるのではないかなというふうな気もしております。

先ほども申し上げましたけれども、本当に早く来て、この式典が終わった後もずっと残って見ておられた教育長、大変いろんな御感想をお持ちではないかなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

昨年開催されました市子連によりますこの記念事業でございますが、子ども会の子どもさんたち、あるいは育成者、あるいは指導者と、それから留学生が、本当にその留学生の

国のあいさつ、あるいはその文化等を交換しておりました。また、子どもたちも手をつないだりするふれあい活動を通して、徐々に留学生になれ親しみ、そしてまた本当に表情もよく、ほほえましいような状況がございました。大変意義のある活動だと思っております。

また、国際化が進む中でこれから生きる子どもたち、本当にグローバルな世界に入っていきます。ぜひ異質なものに触れるという、いわゆる異文化交流をする力というものは、これからぜひ身につけていかなければならない能力だと思っております。ぜひ学校教育及び社会教育の場におきまして、本当に別府市の子どもたちが、この別府市しかないようなこういう交流を一掃展開しなければならない、そういうふうを考えているところでございます。

- 10番（市原隆生君） ぜひ、よろしく申し上げます。印象的だったのが、留学生の男子学生がこういうふうに言っておりました。別府の子どもたちとこのように仲よくなれるというのは思っていなかった。別府の子どもはかわいいねというふうに言っておったのが印象的でした。ぜひともこの事業を違う形で展開していただけたらありがたいなと思えます。御検討いただきたいと思えます。

次の質問に移らせていただきます。柔道の授業についてということでもありますけれども、さきの議会でも質問させていただきましたけれども、その後、一般紙でも、全国的に始まります、柔道の授業が。特に読売新聞で頻繁に取り上げられておりますので、それはどういった内容かということ、やはり現場のこの指導に当たる先生、当然柔道専門にやっておられた方ばかりではありません。ほとんどの方が初めてという中で、短時間研修を受けながら24年度に入って実際に授業に入っていく。そういった中で大変な不安を抱えているという内容の記事が、かなり頻繁に出てくるようになりました。

そこで、この別府市でも6月からいよいよスタートするということによかったですかね、6月ぐらいから。2学期から。いよいよその授業の安全性について、対策、どのようにとられているのか、よろしく申し上げます。

- スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

授業の主たる重大な責任感を持ってやらなければならないのは、当然体育科の担当の現場の教員であります。その教員が研修を深め充実するという点と、今御指摘がありましたように、確かに授業者としても不安をぬぐい切れない部分がある。それから、周りの保護者の方々の不安もある。一番大事なのは、子どもの安全で安心な授業ができるようにしなければいけないというところでは、教員の研修の充実を図るだけではなくて、いわゆる外部講師と言われるセカンドティーチャーなる存在が、非常に補助的で支援的な存在として、専門家でもあるし、大きいかなと思っております。

以上のことなのでありますが、そこで段階的な指導が安全にできるように、例えば平成21年度から学習指導要領の告示の後に県の主催の武道の講習会、それから中学校の保健体育の公開授業事業、それから別府市も独自に昨年、中部中学校におきまして柔道の公開授業をして、当然その後には事後研修をするというようなことで、研修・講習を重ねております。

今御指摘がありましたように、現場の指導の払拭しなければいけない不安、払拭に向けて指導中に決して起きてはならないけが・事故の未然防止の研修を今後もますます続けていかなくてはならないと思えます。

それから、外部講師についても……よろしいでしょうか。ただいま当課が取り組んでおりますのは、別府市の柔道連盟の専門の方、それから警察OBで柔道をなさってきた専門の方、そういうOBの組織の方に尽力をいただいて、全面的に御協力を今いただいて進めているところでございます。

○10番(市原隆生君) 自信を持ってお答えしていただきたいと思います。「研修を進めてはおります」というような、何か進めてはいるけれども、成果が上がっていないような御答弁であったかというふうに思いますけれども、実際はどうなのですか。その研修をしていただいているのはわかるのですけれども、現場の先生方は、まだ不安に思っているのではないかというふうに思うのですけれども、こういった記事が頻繁に出てきて、全国ではそういう先生たちの声を取り上げて、例えば読売新聞なんかでは掲載されているわけですよ。別府市で、県でそういう研修をされているということでもありますけれども、されてはいるけれども、どうなのですか。その現場の先生方というのは、いけるぞという手ごたえを持っているのかどうか。いかがですか。

○スポーツ健康課長(平野俊彦君) お答えいたします。

私も読売新聞をずっと読ませていただきました。やはり指導者自身が、例えば自分自身が指導の経験がまずない。それから、大学のときに講義は受けたものの、かなり年数もたっていて、どこが本当に危険なポイントなのか等を、やはり心配に自身が思っている。

別府市内に今、体育保健科の担当教員は20名おりますけれども、臨時講師の方もやはり何人かいるという現状がありまして、自分の専門ではないというようなところで、講習・研修を受けています。受けていますが、専門的なそのポイントという部分は、確かに不安があろうかと思えます。全部を調査しておりませんので、すべての把握はまだできておりません。

○10番(市原隆生君) そこで、1年生、2年生必修ということで、それぞれ年間10時間程度の授業を行うということでもあります。私も小学校4年から柔道を始めて、中学校の柔道部におりましたけれども、当時は土曜日にも授業がありました、午前中まで。午後からは、お弁当を食べて部活ということでありましたけれども、大体平日で2時間ぐらい、土曜日は4時間ぐらい練習をします。ということは、中学生の部活でする10時間というのは、1週間で大体やります。これを年間でやろうということですから、到達目標というものもそれなりのものなのだろうなという気がしております。

さきの議会で、柔道着を購入ということもありましたので、どうなのかということできまざまお聞きしましたけれども、今、柔道着、現場では本当に安く売られたり、また前に使っていたという人からもったりということで、柔道着購入について、余り負担になっているという声は、前ほどは聞かなくなりました。そういったところで、無理してしなくてもいいのではないかなという気がしてきたのであります、これ。

1年、2年は必修ということでもありますけれども、24年度、3年生について、柔道の授業はやるのですか。いかがですか。

○スポーツ健康課長(平野俊彦君) 今、学校の現場では、来年の指導のカリキュラムを作成しているところでございます。3年生につきましては、武道と球技の選択となっております。主任会を通しまして、そこをまた伺わないといけないかなと思っております。

○10番(市原隆生君) 3年生が武道と球技の選択ということであれば、わざわざ1年間10時間、たぶん3年生ですから、10時間も取れるかどうかかわからないですよ、恐らく。そんな中でわざわざ高い柔道着を買って1年間10時間足らずの授業をすることも私はないのではないかなという思いがしております。できたらほかのスポーツで選択、選択というか、決めていただいて、そういった道筋をつくっていただくというのも一つの手かなというふうに思っております。1年、2年必修というのはそうなるのでしょうか、3年生については選択というよりも、24年度の3年生に倣って全員違う競技をしていただいた方が、安全面については確保できるのかなという気がしております。なまじ長くやる中でなれ、またふざけが入ってくると、必ずけが人が出るというふうに私は心配をしておりますので、その点について最後にお聞きしたいと思いますけれども、いか

がでしょうか。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） 指導中のけが・事故のみならず、議員さん御指摘のように、畳を体育館に敷くですとか、柔道着が真新しくて、お遊び的にやってけがをしてしまうとか、そういう指導の前後も含めて、礼法を教えるわけですから、やはりそういうところから指導をきっちりしないといけないと思っております。

○10番（市原隆生君） 3年生の授業をどうするかということの答弁をいただきましたけれども、ぜひ考えてください、3年生について選択するのか、決めてしまうのかということは、その方がいいのではないかなというふうに思います。

では、時間がありますので、次の質問に移らせていただきます。市営住宅のルームシェアということでお尋ねをしてみたいと思います。

先日、名古屋市に行っていました。人口220万人、別府市の大方20倍なのですが、そこでルームシェアという事業を始めたということでありました。市営住宅の一つの部屋を三つに仕切りまして、高齢者の方に入っていただく。高齢者の单身の方を3人、これは今のところでは女性に限るということでありましたけれども、先日前伺いした中では、二つの部屋を改造し、また、その部屋については、管理運営はNPO法人に委託をするということでありました。低所得、单身の高齢者に少しでも住宅を供給するためということでありましたけれども、もう一つは、一番やっぱり名古屋市で心配されているのが、220万人の都市でありますから、市営住宅もかなりの数があります。担当の方がおっしゃっていらっしゃいましたが、いろんなことで改修するのに100年ぐらいかかるぐらいの数があるのですがということをおっしゃっていただきました。

そういった中で多くの方が名古屋市の市営住宅に入っておられるのですが、年間40人ぐらいの方が孤独死で発見されるということなのです。亡くなった数日後に発見されるというのが、40件ぐらい年間あるのですというふうに言っておられました。一つは、やはり高齢者に住宅を供給すること以外に、少しでも孤独死を防ぎたいという思いでこのルームシェアという事業に踏み切ったということをおっしゃっていただきました。人口規模20倍があるわけですが、40人ということでありました。20分の1にしてちょっと予想する中で、別府市でもそういう孤独死、例えば市営住宅の中に入られて孤独死というのが、年間2人ぐらいの方がいるのかなというふうに思ったのですが、今、市営住宅だけで高齢化の状況というのはどのようになっていますか。お尋ねします。

○建築住宅課長（末吉正明君） お答えいたします。

市営住宅における高齢化の状況でございますが、平成23年3月末現在、入居者数4,964人のうち、65歳以上の高齢者の方々は1,471人入居されており、高齢化率といたしましては29.6%となっております。

○10番（市原隆生君） 29.6%というと、別府市の高齢化率よりも高い数値ということになります。この別府市の市営住宅において、例えば緊急事態が発生したというときには、どのように対応しているのでしょうか。

○建築住宅課長（末吉正明君） お答えいたします。

現在、市営住宅におきまして各住戸のかぎはお預かりいたしておりませんので、近隣住民の方、もしくは親近者の方から本人と連絡がとれないなど緊急事態が生じた場合、その住戸の身元引受人に連絡を行い、同時に玄関錠をあけていただく業者の手配、また警察へ連絡し、警察官立ち会いのもと住戸の解錠を行っております。

○10番（市原隆生君） そこで、別府市におきましても、そういった孤独死で、後になって発見されたという例があるのでしょうか。名古屋市でお聞きしましたところ、そういう年間40件あるということでありましたけれども、後で発見されたときに、いろいろ第1発見者から例えば事情聴取されるということもあるのでしょうか。そういった中でこの部屋

については、そのまま使わないということにもならないけれども、その後も利用するに当たって入居者にきちっと事故室ですよ、事故がこの部屋で起こったということをお伝えしてお伝えして入居していただいています。その点で、例えば家賃なんかは安くなるのですかというふうにお聞きしたら、それはありませんということでありました。ただそういう事実があったということはきちっとお伝えして利用していただいていますということでありました。ただ家賃が安くなるわけではないけれども、やはり貸し出す方としても、そういう部屋にしてしまった後に貸し出すのは、なかなか忍びないものがあるということでありましたけれども、やはりそういった対応をしながら進めているということでございました。

別府市で、そういったことがあったのでしょうか。また、あったときにはどのような対応しているのかお尋ねしたいと思います。

○建築住宅課長（末吉正明君） お答えいたします。

市営住宅内で孤独死があったのかどうかとの御質問でございますが、過去3年間で2件ございました。それで、先ほど議員が御指摘になりました、仮に孤独死が起こった場合、たまたまこの3年間に2件ありましたけれども、その住宅内ですぐに対応できたということで、長時間置き去りにされていたという状況ではございませんでしたので、通常の退去のときのふすま・畳がえを行って、現入居者に入居していただいているという状況でございます。

○10番（市原隆生君） たまたまタイミングがよかったということでありましたけれども、私の知り合いでヘルパーをされている方があるのですけれども、その方が、年に何回か、ヘルパーをされていると、どうしても高齢者の単身の方が訪問先でありますので、行ったときに年に本当に何件か、何件かといっても一、二件だというふうにお聞きしましたけれども、一、二件そういった、行くと亡くなっていたというところに行き当たるのだというふうに言っておりました。これは市営住宅に限らず一般の住宅でもそうなのですけれども、一回そういうことがあると、もう一日つぶれてしまう、警察の方から事情聴取を受けて。当然変死扱いということになってきますので、そういうふうな事情聴取を受けたり、一日本当につぶれてしまうようなことになってしまいます。やっぱりそういう知り合いの人がそういうふうに当たるといことは、かなり頻繁にというか、そういう件数が多いのかなという気もしております。

先ほども答弁をいただきましたけれども、市営住宅の高齢化29%を超えているということでありました。今後ますますこういった心配というのが出てくるというふうに感じておりますので、夫婦または単身の高齢者、世帯がふえております。地域から孤立した状態で亡くなっているということが、本当に今毎日のようにというか、社会問題になって、さまざまな報道で出ております。

このような中で、こういうルームシェアという制度も一つ方法だというふうにするのですけれども、別府市についてはいかがでしょうか。

○建築住宅課長（末吉正明君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、市営住宅におきましても、年々高齢化が進んでおり、緊急時の対応につきまして苦慮している状況がございます。近年、家族環境の変化と並んで孤独死につながる要因といたしまして、地域コミュニティとのつながりの希薄化が上げられ、議員御提言の高齢者のルームシェア制度は、孤独死を防ぐための方策の一つだと考えられますが、市営住宅を活用したハードの部分だけではなく、地域の力による見守りなどのソフトの部分も必要かと思われまます。いずれにいたしましても、市営住宅に入居されております単身高齢者や高齢者世帯に対しまして、緊急通報システムの設置の啓発など、今後も関係課と連携を図ってまいりたいと考えております。

また、あわせて他市が実施いたしておりますルームシェア制度の効果も検証してまいりたいと考えております。

- 10番(市原隆生君) よろしく申し上げます。名古屋市におきましても、本当にその事業を始めたばかりで、部屋、ハードの方はできておりましたけれども、まだ入居者も、委託をしたけれども、まだ決まっていないという状況であったそうであります。当然入居される方によってうまくいく例、いかない例というのも今後出てくるかというふうに思うのですけれども、そういった高齢者の方、単身にしない、一人にしないという点では有効なことかなというふうにも思っておりますし、ぜひともそういった方法もあるということで、ひとつ検討していただけたらというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、最後に不育症についてお尋ねをしてみたいと思います。

これは、12月議会でも取り上げさせていただきましたけれども、その後、国の方であったという間に決まってしまうと、ことし1月1日からこの治療に関しまして保険適用が始まりました。その内容について説明をお聞きしたいと思います。

- 健康づくり推進課長(甲斐慶子君) お答えいたします。

不育症の方のうち、プロテインC欠乏症や抗リン脂質抗体陽性等の方は、血液が固まりやすく、胎盤や子宮に血栓ができやすい状態となります。血栓ができると血流が悪くなるために赤ちゃんに栄養が行きにくくなり、流産等を引き起こすこととなります。このように明らかに血栓を引き起こすおそれがある場合に限りまして、血栓症の治療や予防のため、ヘパリンカルシウム製剤の在宅自己注射が保険適用となっております。これによりまして、不育症に対するヘパリン療法の安全性等が確認されたこととなります。また、毎日朝夕の2回ヘパリン注射のための通院をせずに済み、精神的・身体的・社会的、さらに経済的負担が軽減されることと思っております。

- 10番(市原隆生君) これは12月もお聞きしまして、そのときにはまだ全然把握されていないということでありました。その後、これはわかればいいのですけれども、別府市内でこういった不育症であろうというふうに思われて、治療にかかっている、かかっていないにかかわらず、こういう不育症ではないだろうかということであつたという例が何件あるのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

- 健康づくり推進課長(甲斐慶子君) お答えいたします。

私どものところの相談は、一件もございませんで、把握はできておりません。

- 10番(市原隆生君) そうですね、なかなか耳新しい、私もしばらく前までは全く聞いたことがないこういう症状でありましたし、なかなか流産を繰り返すということだけでこういったことになるのではなかろうかというふうに、疑いを持っておられる方も少ないのではないかというふうに感じております。また、この点につきましては、本当に専門家から指摘をされない限りなかなかわかりにくいことだというふうに思います。そこからの情報が来ない限り、やはり行政としてもなかなか把握できていないのではないかというふうにも感じております。

この不育症について、まだまだ余り知られていないわけでありましてけれども、その内容も含めて効果的な啓発をしてもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

- 健康づくり推進課長(甲斐慶子君) お答えいたします。

今回保険適用となったことで、ヘパリンの処方を希望する方も多いかと思われましても、出血しやすくなるなどの状況もありますので、適切な診断と治療が必要であると考えております。また、原因不明の方の中にはカウンセリングも有効であることなど、情報提供が必要であると考えております。安心・安全な妊娠・出産を迎えることができるよう、産婦人科等関係機関と連携して啓発・周知に取り組んでいきたいと思っております。

○10番（市原隆生君） 別府市の人口も1万2,000を割ったということでありまして。少しでも人口増加につなげていけるようにしっかりと対応して……

○議長（松川峰生君） 10番議員、「1万2,000」ではなくて、「12万」。

○10番（市原隆生君） すみません、12万でした。12万を切ったということと言われておりましたけれども、人口増加につながるように、せつかくの保険適用を生かしていただきたい。啓発活動にまた力を入れて、ぜひとも利用していただいて、安全な出産をしていただけるように進めていただきたいことをお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○24番（泉 武弘君） それぞれの財政に対する見方はありますけれども、私は、別府市の財政が非常に危機的な水準にある、このような実は危機感を持っています。なぜこのように危機感を持つのか、このことについてきょうは議論を深めていきたい、このように考えています。

市の会計区分は、一般会計と特別会計に分かれていますけれども、一般会計とは、行政を運営する上で税を中心に基本的に予算を計上しています。また特別会計は、国民健康保険事業のようにお互いに助け合うことを目的にしたものや、公共下水道のように利用者が利用料を負担することによって収支を補っている。こういう二つに分かれると思いますが、まず、きょうは最初に見ていきますのは、一般会計の収支状況について見ていきたいと思えます。

平成22年度の決算が終わりました。これから見ていきますと、22年度の主な収入を見てみますと、市税収入が約140億円、さらに地方交付税が81億円、これらを合わせますと、別府市の一般会計の収入決算が441億円というふうになっています。

そこで、お尋ねしますけれども、平成23年度から今上程されております24年度の新年度予算の比較をしますと、税収で2億1,000万円の減収と実はなっています。そこで、具体的に御説明を願いたいわけですが、別府市は中期財政計画をつくっていますけれども、平成27年度までの市税収入の推移はどのように試算をされているのか。これからまずきょうは御答弁を願います。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

昨年11月に策定いたしました中期財政収支見通しにおきましては、市税については、今後も伸びが見込めないというふうに見ております。平成25年度以降も減少すると見ておきまして、大体0.2%の微減と見ております。また、次回の資産税の評価替えもまた次回ありますが、資産税についても地価が下落というふうに見ておりますので、市税全体では増加を見込んでおりません。

○24番（泉 武弘君） 市税収入が、今、別府市がつくっております平成27年度までの財政見通しの中でも減少傾向が続く、このように政策推進課の課長が答弁されました。

そこで、今後、27年度以降も含めて結構ですが、大きな収入増加見込みがあるのかどうか。あれば、具体的に説明を願いたいと思えます。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

歳入全般につきましては、今、市税については御説明したとおりでございます。それから地方交付税、それから国県の支出金、こういったものに今、別府市の財政は、半分以上依存しております。この交付税を含む一般財源額についても、今後の国の資料等をもとに見た場合には、やはり減少の傾向が出ております。したがって、今後、別府市として大きな歳入の増加というものは、現時点では見込んでおりません。

○24番（泉 武弘君） そうなってきますと、今後の別府市の収入増加見込みは見込めない。これが、今の財政当局者の見解だと思えます。

そこで、もう一つ市長、この場で議論しなければいけないのは、平成22年度決算で示

されています滞納額ですね。これはまさに天文学的数字と申し上げてもいいのですが、市税、国民健康保険税、公共下水道受益者負担金、公共下水道の使用料、介護保険料、保育料、市営住宅の使用料、水道料、学校の給食費含めると、41億円あるのです。この41億円という数字は、別府市が平成24年に組んでいます一般会計の約10%の値です。これが、今、別府市の債権として41億円の滞納があるということなのです。これは市政運営の根幹ですから、税の負担の公平性、これから考えても何としてもこの滞納整理というのを行わなければなりません。そうしないと、納税者の負担の公平感を損ねてしまいます。

それと、国民健康保険税15億近くありますけれども、納めた者が納めない人のために国民健康保険税が上がるというような形になります。こういうふうな使用料・手数料、また税というものの負担の公平性が損なわれるということになりますけれども、この41億円という数字について、今後、市長としてこの滞納整理にどのような決意で取り組んでいくのか、市長の答弁を求めます。

○総務部長（釜堀秀樹君）私の方から、お答えします。

滞納の対策につきましては非常に難しい問題ですが、徴収の強化等を図りながらやっていきたいというふうに考えております。そのためには人的強化も考えざるを得ないのですが、現在の職員数の減少等もございまして、他の業務との関係もありますので、また債権回収という仕組みづくりも含めまして、税の不公平感を市民の方が抱かないような形で徴収努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（松川峰生君）市長、何かありますか。

○市長（浜田博君）お答えいたします。

滞納総額が年々増加をし、そして今、41億円という御指摘をいただきました。まさに税の公平性から考えますと、滞納整理、これはもう真剣にプロジェクトチームをつくってでも頑張っていかななくてはいけない重要課題だ、このように認識いたしております。

○24番（泉武弘君）この滞納問題の議論をするときに、同じような答弁を繰り返すのですね。滞納額が大変大きな悩みである。この解消に向けて全力で取り組みたいと言いつつながら、今年度の市税徴収に要する経費は、実は減額している。これが、今の浜田市政の特徴なのです。41億は大変だ、市政運営の根幹であると言いつつながら、市税の徴収事務費が今年度減額されている。

きょうの議論をするまでに、大変実は悩んだのです。税の完納者にとってみますと、冗談じゃないよ。自分らは完納しているのに、片方で41億円も滞納があるのを、なぜ市は解消しないのか。こういう市民には不満が起きると思います。これは、別府市の市政運営の根幹ですから、やっぱり市長を先頭にこの問題に取り組んでいかなければいけない。このことだけ厳しく指摘をしておきます。

さて、次に、今、歳入の面で市税はふえない。41億円の滞納には今後全力で取り組みたいという意思表示がありました。これはこれで姿勢としては評価したいと思いますが、実際に取り組まなければ何にもなりません。

そこで、22年度決算から、今度は支出を見ていきます。支出を見ていきますと、何といても生活保護費、高齢者福祉、障がい者福祉、児童や母子に関する経費、国民健康保険事業や介護保険事業や後期高齢者の会計に繰り出す金額ですね。これらを見ていきますと、支出の約50%が民生費なのですね。また、この民生費と同じように大きなウエートを占めます人件費について見てみますと、市長、副市長で、前に座っている3人だけで年間4,000万かかります。議場に座っている議員の歳費で約2億円かかります。自治委員145名で5,000万円かかります。正規職員995名で57億7,681万かかります。非正規職員500名に8億1,400万かかります。人件費が、合わせると93億7,000万。民生費と人件費、これが財政支出の中で大変大きいウエートを占めているということは、も

う言うまでもありません。

そこで、お尋ねします。この民生費と人件費について、今後削減見込み可能額をどのくらい見ているのか、御答弁を願います。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

歳出の2割を占める、まず人件費についてでございますが、これまで定員適正化計画等により職員数は減少しておりますけれども、定年退職者、団塊の世代の定年退職者がピークを過ぎた影響もあって、今後はそれほど大きな新陳代謝は見込めないというふうに思っております。それから、歳出の3割以上を占める扶助費につきましては、これにつきましては、やはり議員御指摘のとおり生活保護費、その他自立支援給付費の分が伸びてまいりますので、今後、平均3%で扶助費全体が伸びていくのではないかとこのふうに見ております。公債費の方は、別府市の方は比較的低位でありますので、同程度で推移していきます。その結果、義務的経費でございますけれども、平成25年度の時点では義務的経費の割合が歳出全体の約65%まで占めるようになるのではないかとこのふうには推計しております。

○24番（泉 武弘君） 介護保険事業、それから高齢者医療、生活保護、これらの担当課が、22年から26年までの必要経費の増減について実は試算をしております。これを見てみますと、22年度と比較して高齢者医療費が31億増加、介護保険事業が20億、生活保護費が8億7,000万、合わせますと、22年から26年までの3事業だけの増加分が46億1,800万。もちろんこれらの事業というのは、国・県・市の負担区分がありますから、丸々別府市が負担するわけではありませんが、46億1,800万の増加に対して別府市の負担金が約7億円増加するという試算が示されておりますけれども、この数字は間違いのない数字かどうか、答弁を願います。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（藤内宣幸君） お答えいたします。

後期高齢者医療につきましては、福祉保健部ではございませんけれども、資料をいただいておりますので、介護費、生活保護費、そして後期高齢者医療費につきましては、議員が今おっしゃったとおりでございます。

○24番（泉 武弘君） もう一度、確認しておきます。いわゆる行政は、年度間の収入を「歳入」と言っておりますけれども、私は、あえてケーブルテレビをごらんになっている皆さんのために「収入」という言葉を使わせていただきます。収入が、27年度までには減少しますよ。ところが、支出である人件費も漸減、大きな減少は見込めません。しかし、扶助費、民生費、これらについては、26年までに新たに7億円増加しますよ。これが明確になってきました。

そこで、きのうの議案質疑に返って、もう一度議論を深めたい。高齢者の健康づくりというのは、市政の最重要課題というふうに位置づけても私は間違いのない、このように思っています。昨日の答弁で、これら的高齢者を抱える自治会や老人クラブ連合会とぜひとも連携していきたい、このような答弁がありました。そこで、私が申し上げたのは、連携するときには、まずどのような事業を老人クラブ連合会にお願いするのか、また、どのような事業を自治会にお願いするのか、これらを詳細に詰めて、財政支援や人的支援もやらなければ、この事業はできませんよ。その理由は、自治会長の平均年齢がすでに71歳を超えている。自治会加入率は減少している。

市長、思い起こしてください。54年に私らは、同じ議員になりましたね、首藤議員を中心に。あの当時34歳の私が、67なのです。年齢構成が、今やもう全く変わってしまった、人口構成が。だから、今までのように自治会に皆さんが行政事務の一部を担ってもらおうといっても、自治会の会長さんほか役員が、もう高齢化してしまっている。そうなりますと、財政支援や人的支援なくして自治会を存続することも難しくなっている。

そこで、提案です。24年度中に高齢者の健康づくり、このための事業にどのようなも

のを自治会や老人クラブと連携してやるのか。これを、ぜひとも詰めていただきたい。それで、その中で自治会や老人クラブ連合会がやる事業について、財政支援や人的支援を具体的に25年度予算に何とか反映するような努力をしてほしい、このように私、泉は考えていますけれども、市長の考えをお聞きしたいと思います。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（藤内宣幸君） お答えいたします。

御承知のとおり人口推計では、2010年の平均寿命が、男性は79.64、女性が86.39。それが50年先の2060年には、男性が84.19、そして女性が何と90.93歳と、今後ともさらに平均寿命が延びると予測をされております。このことから、健康寿命をいかに長くすることが社会保障費の自然増に対する大きな課題となるだろうというふうに、私どもも当然認識をいたしております。この対策につきましては、議員さんがおっしゃっていましたが、そして行政だけの施策ではなかなかできないところもございます。昨日、市長も答弁をいたしましたように、社会資源であります市老連等と連携をいたしまして、今後は25年度を目途といたしまして、次年度、24年度中でございますけれども、24年度中に具体的にどういうところが連携できるのか、具体的に検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

今、部長の方から答弁をいたしました。昨日も私は、議員の質問に対してお答えをいたしました。超高齢社会を迎える中で、本当に高齢者の皆さんが元気で頑張っていただけ、こういう状況を何とかしてつくりたいという思いの中で、今、自治会長さんあたりのお話もいただきました。確かに高齢化しております。しかし、今、各自治会の自治委員の皆さんが本当に頑張っていたというのを、私も本当に肌で感じておりますし、そういう皆さんとしっかり連携をとって、高齢者の皆さん、老人クラブの皆さん、そういう皆さんが今、中心的に頑張っていたというので、そういった皆さんに財政的な支援、また人的な支援がどれだけできるのか、このことを本気になって考えていきたい。そして新年度——来年度ですね——の予算で少しでもそういった形が見えるような方向で頑張っていきたい、このように考えております。

○24番（泉 武弘君） 今、市長が答弁されたのは、現下の高齢者を取り巻く状況から考えれば大変評価できる答弁です。ぜひとも今までの慣例・慣行にとらわれず、高齢者の健康づくりを行政だけが担うのではなくて、自治会や自治委員連合会、また老人クラブ、ここらと思いついた連携を組んで取り組むことも時代の要請かなという気がしますので、今の答弁をぜひとも実行してほしいな、このように思います。

そこで、お尋ねします。27年度までに別府市が積立金を取り崩す。今、別府市は積立金を取り崩さないと財政運営ができない、このことはもうはっきりしておるわけですね。そこで、27年度までに今の財政収支の見通しでは38億2,000万円、基金から取り崩して財政運営をしますよ、こういう中期財政計画が示されています。

お尋ねします。この中期財政計画の中で示されている、平成27年度までに基金を取り崩す38億2,000万円が、ふえるという見込みはありませんか。答弁してください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

現時点での中期財政収支見通しでは、平成27年度末に主要な基金が50億まで減少するというふうに見込んでおります。ただ、この間におきまして、今後歳入の徴収努力、あるいは行革等によって財源を生み出していく部分もありますし、また、今後、これはあくまでも現在まだ消費税の増税も国で議論されておりますけれども、そういう社会保障と税の一体改革等の部分については、一切加味しておりません。あくまでも現時点における制度が続くとしたらという前提で試算した場合には、そういう形になるかと思っております。

○24番（泉 武弘君） 消費税の値上げ分について、余り大きな期待を抱くのはいかがか

などと思います。なぜかといいますと、国家財政そのものが破綻状況に近いわけですね。消費税は、今、別府市は年間12億程度収入としてあげています。そうしますと、消費税の分が増加すれば交付税の分を減額するとか、どこかで調整してくるというふうに考えてもいいのではないかと。やっぱりこういう依存財源に大きなウェートを占めたような財政運営は、今の国の財政状況から考えたら、やはり危惧すべきではないかなという気がします。

そこで、27年度までに約40億円の積立金を取り崩して財政運営を続ける。このように基金を取り崩して財政運営をするということを前提にした財政の運営について、市長はどのようにお考えでしょうか。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

当該年度の歳出は当該年度の歳入で賄うのが、財政運営の基本原則というふうに理解しております。収支均衡を保ちながら財政規模を拡大していくのが目標でございますけれども、決して基金からの繰り入れを前提にしているわけではございません。しかし、今、人口減少社会、昨日から議論されておりますけれども、人口減少社会を迎えまして、財政規模の拡大が見込まれない中で社会・経済のさまざまな変動・リスクに対処しながら必要な事務事業を執行するためには、収支不足額を基金で賄うこともやむを得ないというふうに考えております。多くの自治体で、同様の状況にあるのではないかとというふうに認識しております。

○24番（泉 武弘君） 基金取り崩しを前提にしていない、このように言われましたけれども、浜田市長が誕生してから、基金取り崩し額は30億円でしょう。基金取り崩しをしなければ財政運営ができない、こう考えるのが自然だと思います。この中でも特に私が心配しているのは、財政調整基金ですね。災害時などの緊急的な財源を必要とするもの、また、急変する経済情勢で税収等が大幅な減収になった場合、こういうものに対応するためにつくっている財政調整基金等も減少しています。これが一つ、非常に気になるところなのですね。

そこで、市長、あなたにお尋ねしたいのですが、15年度にあなたが市長に就任されました。9月に緊急財政再生宣言をされましたね。あなたは、当時の議会でこのように言っています。市長になる以前となつてからは、財政に対する認識が変わった。一刻の猶予もできないような財政状態であった。だから、緊急財政再生宣言をした、このように言いました。緊急財政再生宣言をして、今日の財政状況は、今申し上げたとおりですね。今後、この財政状況、あなたはどのように改善していくおつもりなのですか。もう市長になって9年目になります。具体的に答弁してください。

○市長（浜田 博君） お答えをいたします。

今御指摘がありましたように、思えば、私が市長就任時、財政状況の説明を聞いて、就任前と就任してからの意識が本当に変わったということは、その当時から申し上げました。だからこそ、平成15年に就任して、15年9月に私は緊急財政再生宣言を行いました。そのときに、21年度を見たときに基金枯渇になる、このままいけば追い込まれた状況であるということがわかりまして、何とか30年度まで今は延伸できる見込みとなったわけでございます。ただ、このことは国の、先ほどもお話がありましたが、地方財政への配慮によるものも多くあります。しかし、それに私は楽観視しておりません。そういう意味で先ほど御指摘をいただいたように、自主財源である税収が非常に伸び悩んでいるということ、さらには扶助費の増大が年々ふえていく、こう見込まれる中で、経常収支比率も御案内のとおり大変高い状況にある。そういう意味からも健全な財政状況に至っていないというふうに私は、今の財政状況を認識いたしておりますので、今後ともそういった財政運営が健全になるように精いっぱい努力するしかない、このように思っております。

○24番（泉 武弘君） 私は、そのことを否定するものではありませんが、違った見方を

します。市長にあなたがなった15年から23年、今年度までの退職者数は491名です。そして、同じように、あなたが市長に就任して23年度までの採用者数は332名です。うち、現業が35名、学校給食調理とかごみ収集とか公園管理とか、こういうのは現業です。15年から23年までに、正規職員はわずかに159名しか減少していない。あなたは覚えていますか。15年9月議会でこのような議論をしましたね。今から団塊の世代が大量に退職する。改革を行うには、この機会を逃したらいけない。正規職員から非正規職員に切りかえて、人件費負担額を減らしましょうよ、こういうふうに申し上げました。ところが、結果は、今申し上げたとおりのことです。ここに一番大きな問題がある。年間93億円になんなんとする人件費、この縮減なくして、今、義務的経費であるものの削減というのは、市長、できないのですよ。

ここにいます議員は、だれから求められるまでもなく、議員の数を減らしてきました。私が議員になったときは36名だった。今は25名です。さらに今、隣にいます河野委員長のもとで議会の改革等について真剣に取り組んでいます。費用弁償も廃止しました。議会は、みずから実は努力しているのです。ところが、一般行政全般を見ますと、なまぬるい。滞納が41億もありながら手を打てない。同じように職員採用を続けていく。これでは、別府市は行き詰まるでしょうが。

それでは、行き詰まるものを、今から議論させてもらいます。私どもが今いますこの市庁舎ですね。市庁舎は、築後26年経過しています。もう26年、実は経過したのです。このように外装だけ見ていきますと……、すみません、当該課の課長さん方、皆さん、議場に入ってください。こういう外装だけ見ますと、そんなに劣化したという印象は受けられないのです。ところが、大きな理由が何点かあります。昭和50年代に——別府市の場合には——建築したものが大半を占めています。経年劣化で今、維持補修・改修をしなければ、将来的に大きな財源を必要とする。これが一つ。阪神淡路大震災で耐震補強しなさいということが出まして、震度5でも壊れない、震度6でも、壊れても人的被害が出ないという新しい耐震基準が示されました。これによって公共施設というものは、今後、維持補修・改修をやっていかなければいけない。これで今からどのくらいの財源が必要になるか。これを担当課の課長にお尋ねしていきたいと思えます。

まず最初に、この市庁舎ですね。今後、改修費用はどのくらい必要というふうに試算されていますか。

○財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

本年度、本庁舎の劣化診断等を実施し、この結果に基づきまして、中・長期の長寿命化計画を策定することになっております。現在、診断書等が提出されていない状況であります。先ほど議員御指摘のように本庁舎は建設後26年が経過しておるということを考えれば、設備環境を含めて相当な額が必要になってくるのではないかとこのように思っております。

○24番（泉 武弘君） 担当課の課長に申し上げておきますよ。皆さんは、「長寿命化計画」という言葉を使いますね。しかし、市民の皆さんにとってみると、長寿命化計画というのはわからない、わからない方が多い。老朽化した施設をどのように維持補修したら長持ちさせることができるかということなのですね。これを「長寿命化計画」と呼んでいるのでしょう。そういう、市民の皆さんにもわかるような説明をしてください。

そこで、市庁舎の維持補修を今やれば約10億円かかる、このような試算があると思えます。これを今やらなかったら、さらに維持補修費が高くなってきますよ。これがアセットマネジメント、公共施設の管理運営をどうするかという、アセットマネジメントという今、地方が、全国的に研究機関で取り上げられている。

それでは、もう一度確認します。市庁舎のこの老朽化した施設を長持ちさせるための費

用は、10億円程度必要というふうに見込んでいいのかどうか、御答弁を再度してください。

○財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたように、建設後26年が経過しているという現実でございますので、設備環境を含めて10億円程度必要になるのではないかとというふうに考えております。

○24番（泉 武弘君） 次に、教育委員会にお尋ねをします。

教育委員会は、一番施設が多いのですね。幼稚園15園、小学校15校、中学校8校のうち96カ所が改修対象になっています。さらに教育センター1カ所、社会教育施設14カ所、保健体育施設65カ所。これに必要な長持ちをさせるための総事業費はどのくらいで、別府市の税金で負担しなければいけない金額はどのくらいなのか、御答弁を願います。

○教育次長兼教育総務課長（豊永健司君） お答えいたします。

教育委員会の施設でございますけれども、今後、維持補修・維持管理していかなければならない施設につきましては、御指摘のとおり、今190カ所ございます。その中で金額といたしましては約34億3,500前を試算しており、また、このうち、御指摘のように税で賄っている一般財源の占める金額につきましては、約22億円と試算しております。

○24番（泉 武弘君） 教育委員会の主管する教育財産の維持補修、改修も含めて34億円必要だ。この中で別府市の税で負担をしなければいけないのが22億、約22億というのが試算される、こういう答弁がありました。

次に、市営住宅。これは本来ですと、厳しく指摘をしておかなければいけない問題です。22年度決算で市営住宅の家賃滞納が9,000万あるのですね、9,000万。9,000万ある中で生活保護世帯の滞納額が740万あるのです。このことは、極めて重いと思います。本来は市営住宅の使用料で、修繕などは行っていかなければいけないのですね。ところが、9,000万も滞納している。このことは、課長、大変重く受けとめてください。

そこで、市営住宅の今後の長持ちをさせるための総事業費と別府市の負担額を説明してください。

○建築住宅課長（末吉正明君） お答えいたします。

建築住宅課におきましては、35住宅の172棟が維持管理する対象施設となっており、その全体事業費は約12億3,000万となり、そのうち別府市が負担すべき額といたしまして約10億5,000万になると試算いたしております。

○24番（泉 武弘君） 10億5,000万円が、市営住宅を長持ちさせるためには必要だという答弁です。

次に、別府市にかかっています橋ですね。「橋梁」というふうに専門用語を使いますが、「橋」というふうにあえて使わせてもらいます。橋については、私どもは毎日、私は実相寺線を走ってくるわけですが、何ら疑問を抱かずに橋の上を通っています。ところが、この橋は老朽化が大変進んでいるのですね。この橋を長持ちさせるためには、どのくらいの事業費が必要ですか。総事業費と別府市負担分を説明してください。

○道路河川課長（岩田 弘君） お答えいたします。

道路河川課で管理しております公的施設としては、橋梁及び歩道橋が市内に181橋あります。これらに係る修繕をし延命を図る全体の事業費としては、20億から25億円ほどを想定しております。そのうち市単独費については、11億円程度と試算しております。

○24番（泉 武弘君） 橋を長持ちさせるための費用で別府市負担額は11億円程度、このような説明がありました。

次に、下水道ですね。下水道についてお聞きします。同じように、下水道の寿命を長持ちさせるための総事業費はどのくらいで、それをした場合の別府市負担額はどの程度にな

るのか、答弁をしてください。

○下水道課長（屋田禎弘君） お答えをいたします。

現在立てております長寿命化計画、24年から28年でございますが、この総事業費は23億5,000万、そのうち市で持ち出す単費につきましては、起債を含めまして10億8,000万を試算しております。

○24番（泉 武弘君） 次に企業会計ではありますけれども、水道事業についてお聞きいたします。

耐震化率60%まで持ち上げた場合の総事業費と別府市負担額について、どのように今後財源補足をやっていくのか、御説明をお願いします。

○水道局次長兼工務課長（稗田雅範君） お答えいたします。

水道局におきます長寿命計画といたしましては、浄水施設、導水・送水管路の施設などの基幹水道施設の耐震化事業を計画しております。その浄水・送水・配水施設及び導水管路の耐震化率を60%以上にするには、約20億円の建設改良事業費が必要と試算しております。その財源といたしましては、自己財源または企業債などを充てていきたいと考えております。

○24番（泉 武弘君） 水道事業については、企業債と自己財源を合わせて約20億円が必要だ、このように次長から答弁がありました。

合わせますと、市長、84億になります。今これを長持ちさせるための事業を実施しなければ、後年度に先送りすればするほど維持修繕費というのは増高してきます。これはもう必然的になる。さらに、公の施設を管理運営している行政として、事故等があった場合には管理責任を当然問われます。先送りできない問題なのです。先送りできません。

先ほど下水道課の課長から答弁がありましたけれども、今、10号線に七つの中継下水のポンプ場があります。そして、下水を全部中央浄化センターに送り込んでいる。ところが、送り込まれている中央浄化センターは、今想定されている津波で冠水をするという地域にあるのです。しかも、耐震化ができていない。7カ所の動力ポンプについても、耐震化ができていない。管渠についても同じようだ。待ったなしだ。

これだけでは、市長、ないのですよ、これだけではない。公設市場はどうするのですか。58年に34億円かけてつくりましたね。補正予算の審議でも私は申し上げました。行政が持ち続けるのですか、それとも公設を外して民営化に持っていくのですか。そろそろ考えなければいけない時期ですよ、このように言いました。もしこれを別府市が持ち続けるということになりますと、莫大な維持修繕費が必要になります。なぜか。海岸線にあるから。

婦人会館はどうですか。波打ち際に、たしか昭和30年代に建設された建物なのです。このままでは先送りが、市長、できないのですよ。

し尿処理場、春木の。まだ現在地で建てかえをするのか、中央浄化センターに連結をするのか、場所を移転するのは定かではありませんが、もし現在地で建てかえをしたと仮定した場合の事業費を、環境課長、説明してください。

○環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

現時点で、現在の敷地で建てかえを行った場合、15億円から26億円を試算してございます。

○24番（泉 武弘君） 先ほど、前提条件をつけて議論しました。まだ方針が決まっていない。しかし、現在地に残る、残っても移転しても、中央浄化センターに連結をしても、かなりの工事費がかかります。これだけは間違いない。

児童家庭課。これから28年までに施設改修費に1億5,000万の一般財源が必要というふうに試算されています。

こうなると、別府市の財政はどうなるのだろう。税収が減少していく、高齢者

の医療・介護・生活保護などの扶助費は増加していく。26年までに46億円増加しますよ。これでもあっぴあっぴなのです。かてて加えて公の施設の維持修繕改修費が、今後80億円程度単費持ち出し、別府市の税収から負担をしていかなければいけない。このことだけは明確なのです。

市長、そこで、今、高齢者や障がい者等に係るこのような保障費ですね、これを減額するという事は、私は極めて難しいというふうに考えている。減額はあっても、別府市総合基本計画では、生活保護費の適正化を図る、こうなっています。レセプト点検で4,000万減額しました。これは大変すばらしいことだと思います。しかし、より以上の大幅な減額というのが見込めない中で何に手をつけるか。人件費。人件費以外にないのですよ。23年度34名採用しましたね。議会は、ごみ収集は24年度から残り部分を民間に委託してください、学校給食調理。教育長、顔を上げて。学校給食調理については、24年度から小学校1校について1正規職員に下さい。職員厚生会は、廃止に向けた取り組みをしてください。何ら改善されていないではないですか。市民の船、230万。1人当たり1万4,000円の補助をして旅行に行く。今の財政状況から考えて、そのような余裕が別府市にありますか。職員が、ボランティア活動をする。職員が、人間ドックに入る。その親は、自分の自己負担で人間ドックに入るのでしょうが。こういう金を、今、別府市が負担するような財政余力がありますか。何を考えているのだ。

財政収支の見通しを今後考えていったならば、大変厳しい財政状況になる。もう先送りが、市長、できないの。なぜできないか。50年代に公共物を建設したから、その維持修繕費にかけなければ、経年劣化でますます老朽化していく。その一つが、藤ヶ谷の清掃センターでしょう。200億でしょう。そういうふうに別府市では公共施設の老朽化が進んで、待ったなしの金が84億出るので。

市長、今回はあえて通告は、市長に聞きますと、こう言っています。あなたは、この財政状況をどのように具体的に改善していくおつもりですか。答弁してください。

○企画部長（大野光章君） お答えいたします。

財政状況については、今まで各課長等答弁それから議員の御指摘、数字的には間違いはないと思います。ただし、一般会計・特別会計それぞれの財源を持っていくところ、特別会計は特別会計の中で基本的に収支を合わせなければなりません。そういったものも含めて、一般会計から、逆に言うとそちらに繰り出す余力がなくなるという意味では御指摘のとおりだと思います。ただし、80億近くかかる老朽化した施設の費用、これにつきましては、24年度施設白書という形で実態がどれぐらい必要なのか、時期的にどういう時期に対処すべきかということをはっきり明示するために資料を作成させていただきます。それから、80億という費用についても、単年度ですべて投資するわけではありません。市の方には世代間の負担、平準化ということで起債という制度も利用できる場所があります。それから、より有利な交付金・補助金をいただくという中で、今のところ、平成30年度には基金が枯渇するのではないかという見通しをしていますが、並行して行革、今言われた人件費の問題も当然あります。そういったものを進めながら財政運営、何とか厳しい状況ではありますが、やり繰りをしていきたいと考えております。

○24番（泉 武弘君） 部長が今答弁したのは、説得力がない。長寿命化計画の公有財産台帳をつくりましょう、このことを僕は否定しているのではない。つくって、年次的に施設を長持ちさせる計画が出たときに、では、財源が確保できるのですか。すでに国土交通省の交通局長、さらには、18年8月31日に総務次官の通達で、公共施設を長持ちさせるための施策を確立下さいよということが、通知として来ているでしょう。このような状況が見られる中で、34名も職員を採用したのです。だから、私は怒っている。長寿命化計画の試算表ができて、ない袖は振れないでしょう。

市長、人件費削減にどのように取り組みますか。手をつけられるのは、大変厳しい言い方かもしれませんが、私ども議員を含めて、人件費の削減以外に確実に、しかも実現可能な方法というのは、私の視野の中にはほかにない。市長はどう考えますか。市長が答弁してください。

- 市長(浜田 博君) 御指摘いただいた点は、真摯に受けとめます。人件費削減ありき、私は、行財政改革の中で人減らしが先にありきという思いは持っておりません。しかし、人件費の削減が一番手っ取り早いということもわかっています。しかし、これまでも人件費削減については、目標の中で職員1人当たり市民120人、この目標もすでに達成をしてきました。このことに甘んじることなく、また人件費のこと、これはしっかりとやっていかなくてはいけないという気持ちは持っております。ただ、市民サービスの低下を、これは招いてはいけない。職員が半分になって市民サービスがどうなるのか。何のための別府市の公務員、全体の奉仕者として存在しているのか。このことを考えますと、やはり市民サービスということは欠かせないというふうに思っておりますから、ただ、この行財政改革というのは、行政にとって終わることのない命題である。これは認識いたしておりますし、人件費の削減は、これは大きな私は目標であるというふうに考えております。

だから、行財政改革全般を推進するというのを私は目標に、これからもやっていきたい。もちろんなまぬるいとか、これまでの経過については御指摘をいただいておりますが、私は1歩ずつ前に進んでいる、このように思っております。民間でできることは民間という民間委託もしっかり考えていきたい。そして、今後とも議会からの御指導等をいただきながら、十分に勘案してこの行財政改革を進めていきたい、このように思っております。

- 24番(泉 武弘君) 厳しい指摘かもしれませんが、あなたに対する失望の度合いがますます高まってきました。今の別府市が置かれている行財政の状況の中で、また自主財源の比率、依存財源の比率、さらに国を取り巻く状況から、地方が財政的にはある程度自立した方針をつくらなければいけない。人減らしが前提ではない。行政サービスの水準を維持したい。これは、一見正当性があるようなことをあなたは言っている。しかし、正規職員でなくてもできる仕事は幾らでもあるでしょう。一番大事なことは、本来行政が何をなすべきなのか、行政が担わなければいけない事務とは何なのか。それを正規職員で、その他については非正規職員の嘱託・臨時、職員の再雇用、また民間委託、民営化、こういうものを織りまぜて行財政の改革をしなければ、財政運営はできないでしょう。きれいな言葉で乗り切れるだけの、今の別府市の財政状況ではないでしょうが、市長。

なぜ、今、大阪の市長が注目をされているのか。これにはいろいろ原因があると思えますけれども、住民の皆さんが考えていることを果敢に実行していつている。功罪あると思えますよ。私は、すべていいと言っているのではない。しかし、大阪府と大阪市が重ねる二重行政のむだとか、人件費削減2億3,000万やりますよと言ったら、そのとおり実行しているのです。

市長、今あなたが言われたような、ちょっと時代感覚がずれているというのかな、ここまで申し上げると失礼かと思えます。失礼を承知で申し上げれば、ちょっと今の状況とあなたの考えが合致しない。それでは行き詰まりますよ。行き詰まるか、事業を先送りするかしかない。

最後に、ここにいらっしゃる市の職員の幹部の皆さんに申し上げますけれども、別府市の財政運営は一刻の猶予もできない。それは、皆さんが先送りして次代にツケを残すのだったら構いませんよ。今入ってくる収入で最大限の効果を上げるような財政運営に、あなた方は責任があるのではないですか。私は、一面、議会にも責任があると思っておりますよ、行政監視機能を十分発揮できなかった。

最近、私はもう実にびっくりしました。事業の見直しについて御報告。このような厳し

い状況の中で、南小学校の跡地活用に74億円の事業を、市長、あなたは計画したわけでしょう。それは、今の状況を全く把握していないのです。もうちょっと、市民が納める税金の重さを考えてください。今までの予算を、前の年の予算をそのまま次年度に繰り越していく、こういうことはもう許されません。厳しく指摘をし、行財政運営に抜本的な改革をすることを強く要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松川峰生君） 休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○副議長（加藤信康君） 再開いたします。

○18番（堀本博行君） それでは、午後から眠気を振り払いながら質問していきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、項目に従って、空き家条例の制定についてから質問させていただきたいと思ひます。

先月の2月13日に、私も空き家条例の勉強に千葉県松戸市に行つてまいりました。ここは、昨年の12月議会で提案をされて、ことしの4月から実施をするというふうな流れでございました。全国的にもこの空き家対策の条例化が今進んでおるのは、御案内のとおりでございます。また、別府市においてもそうありますが、各自治体で空き家がまちづくりのいわゆる手かせ・足かせになっている、また安心・安全の観点からも非常に問題になっているというふうなことは、全国共通の問題であります。それぞれ地域で、私も活動範囲が南部を中心に議員活動をさせていただいておりますが、特に南部は高齢化が進んでおりますし、そういった中でいつの間にか空き家になっている、また平地になっているという、こういう状況がよくあるわけでありまして。こういう管理の不十分な空き家が、いわゆる不審者の侵入とか、これはうちの地元でも1件以前あったわけでありましてけれども、また放火とか、いろんな問題を抱えております。

全国の調査によりますと、総務省が、08年のこれは調査であります、住宅、それから空き室、別荘等々含めて全国で空き家と称されるものが、約757万戸あるというふうに言われております。出ておりました。また、08年までの10年間で180万戸の空き家がふえたというふうな報道もありました。背景には核家族化それから高齢化、少子化、こういったものが上げられるわけでありまして、こういった中で国が、これは抜本的な改革、いわゆる対策とか方針とかいったものを示さないまま今日に至っているわけでありまして、これも2010年の国交省がこの予算を計上しておったわけでありまして、いわゆる民主党の事業仕分けというやつでこれもはねられてしまつております。こういった経過の中で国がなかなか動いていただけないというふうなことから、自治体がこの問題を重視して走り出したというふうな形もかいま見えてくるわけでありまして。

こういった中で、その後続々と、当初私が調べておる限りは、埼玉県の所沢市が初めて条例化を進めて、その後、それに続いてふじみ野市、柏市、東京の足立区、それから県では和歌山県、それから松江市、香南市、福岡の宗像市と、続々と条例化を進めております。御案内のとおり県内でも先般、国東市が来月4月から施行するというので、この空き家条例の制定をしております。これはまた全国でも検討中というふうなのが、私が行つた松戸市もそうであります。この松戸市は来月から施行するというふうな形になっております。それから横手市、大仙市、流山市、船橋市、墨田区、坂井市、萩市、日南市、こういったところが条例の制定に向けて動き出している。さらにこの動きは広がっていくだろうというふうにも言われております。

この松戸市も同様でありますけれども、先ほど私が申しました、空き家に対するまちづくりというふうな観点からもさまざまな問題を抱えているということで、この条例に向け

での滑り出し、動き出しが始まっております。

管理不十分な空き家は、さまざまな問題点の発生源となっております。先ほど申しました建物への不法侵入者による犯罪の発生、建物の老朽化による倒壊、それによる住民の生命及び財産の被害のおそれ、それから害虫、ネズミ等の発生、また敷地に植生する樹木等の繁茂、また、その樹木が敷地の境界を越えて、いわゆる苦情がある。また周囲の生活環境の悪化、こういう問題が住民に不安をもたらす結果というふうになっております。さらに、この空き家の問題については、いわゆる高齢化の進展とともに、これからも増加をするということは明らかであります。こういった観点から行政として、まちづくりのためにもこの空き家の所有者の責任を明確にするというふうな観点から、こういった提案をさせていただいたわけでありませう。

そこで、これまでの市の空き家に対する対応、まずこの点を御答弁ください。

○次長兼建築指導課長（川野武士君） お答えいたします。

建築指導課では、建築基準法の規定に基づき、市民より苦情を受けた時点で現地の調査を行います。建物の現況調査や聞き取り調査を行いながら、現地確認ができたものにつきましては、登記情報から所有者の特定を行っております。建物の所有者が判明できたものにつきましては、現況写真を添付して、建築基準法第8条の維持保全の趣旨に沿いまして、指導文書等を送付して、改善に向けた指導を行っております。

また、1度の指導ではなかなか改善できませんので、毎年状況を確認して指導を重ねてきております。時間はかかりますが、指導を重ねることで解体や改修が行われ、改善に至るケースもあります。しかし、所在不明等の理由で指導できない場合や、所有者等のさまざまな事情により、大変残念でございますが、そのまま放置されている建物もございます。

○消防本部予防課長（工藤一男君） お答えいたします。

消防本部は、火災予防上危険である空き地の場合は、別府市火災予防条例第24条に基づき、空き地の所有者、管理者、または占有者に対し枯れ草などの延焼のおそれのある物件の除去、その他火災予防上必要な措置について指導しております。

火災予防上危険な空き家の場合は、同条第2項に基づき、空き家の所有者、または管理者に対し当該家屋への侵入の防止、周囲の延焼のおそれのある物件の除去、その他火災予防上必要な措置について指導しております。

○18番（堀本博行君） 今答弁をいただきましたけれども、指導で、それでおさまればいいわけではあります。今、建築指導課の課長の答弁の中で、改修や解体に至りますが、所有者等の事情により、そのまま放置されたものがあります。問題は、これなのですよね。こういう放置をされたものが、さまざまな問題を引き起こすというふうな状況になるわけではあります。この条例そのものを読んでいただいていると思いますが、いわゆる罰則規定といいますか、この指導に従わない場合は名前を公表するという、こういうふうな形のもので、どこも明示をされております。こういうふうな形で、私も市民の皆さん方から、あそこの空き家はもう壊れかかってこうなっておる、何とかしておくれという、こういうふうなことも言われて、当局の方にいろいろお願いをした経緯もあるわけではありますけれども、現実的にはこの条例そのものがなければ、なかなか前に進まないというのが現状であろうと思います。このままその現状で空き家が減っていくということはないわけではあります。ふえても減るというふうな、自然に減っていくなんていうことは考えられないわけではあります。また、条例をつくることによって、いわゆる所有者の居場所を、さっきも答弁いただきましたけれども、しっかりとした追跡調査ができる、こういうことが一つ上げられます。それから書面で指導ができる、さっき答弁をいただきました。また、松戸市の場合は、追跡調査については、個人情報保護審議会というところに了解を得て、それで追跡調査をしておりますというふうなことを言っておりました。また、対応しない空き家の所

有者に対して訴訟を起こす場合に先方の確認ができる。それから行政代執行もできる。自分の財産は自分で守るという意識ができる。また、住民の不安、そしてまたそういったものを取り除くことができるというふうな利点も多くあるわけであります。別府市も条例制定に向けてぜひ前向きに検討していただきたい、こうと思いますが、いかがですか。

○企画部参事（福田 茂君） お答えいたします。

この空き家に対する責任を問う法的根拠はないと考えており、現状では各部署において空き家苦情等、解決に向けて対応している状況でございます。問題解決のための課題といたしまして、法的な整備、所有権などの権利関係の整理、経費などについて整理する必要があります。しかし、この空き家問題は、少子高齢化や社会経済状況等を背景にした、全国的にも社会問題化されており、先進都市の事例調査や市内の現状調査など、関係する部署との連携を図り、本市に適した制度としての条例化や要綱等を含めまして、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

○18番（堀本博行君） 制定に向けての努力を、期待しておきたいと思えます。

松戸市は、御案内のとおり昭和44年に「すぐやる課」というユニークな課を立ち上げて全国的にも話題になったところでもあります。今でもその「すぐやる課」はあるのかなと聞いたところが、今もあります。男性職員8人、女性が2人、10名で対応しておりますというふうなことを言っていました。この、いろいろ苦情を受ける課が「市民相談課」という、市民相談だけを受ける課というのがあって、その課長さんともお話をさせていただいたのですけれども、ちょっとユニークな課長さんでございましたが、「ぜひ別府市も頑張ってください」というふうな激励もいただきましたので、ぜひよろしくお願ひしたい、このように思っております。

では、次にまいります。市営住宅の管理運営についてということで質問をさせていただきたいと思えますが、これまでも市営住宅の件、さまざまな形で要望、改善・改修等々の要望も含めて提案させていただきました。素早く当局も対応していただいていることに感謝をするわけでありますけれども、私は南部を中心に——先ほども言いました——市民の皆様方から、この市営住宅の問題についてもさまざまな要望をいただいております。そういった中で特に南部は昔からある住宅と、特に別府発祥の地ということで市営住宅も、私の環境としては多い、昔からの住宅、それから最近できたマンション型の住宅等々もあります。そういった中で、そういう古い住宅の方々から、よく、最近の住宅はいいな。特に南部でいえば浜脇の高層住宅、それから松原住宅、それから真光寺というエレベーターのついたマンション型の住宅、こういったところに移れないのかなというお話もいただきます。私も勉強させていただいておりますが、ひとつ、市営住宅から市営住宅にいわゆる移れるケース、どういうケースがあるのか。まず、その点をお聞きしたいと思えます。

○建築住宅課長（末吉正明君） お答えいたします。

市営住宅には、4階から5階建ての住宅もあり、高齢化とともに高層階から低層階の住みかえ希望や他の住宅への住みかえ希望のケースがございます。入居者も加齢とともに身体機能が低下し、階段の昇降が困難になるなど日常生活に支障を来す方につきましては、住みかえ申請書を出していただきまして、申請順に希望する住宅や低層階への住みかえを認めております。

議員御質問の、市営住宅から市営住宅へ移れるのかどうかということの御質問でございますが、現市営住宅の入居者の方が……。すみません。本市では、公営住宅法23条3項の入居資格に、現に住宅に困窮していることが明らかなものであることと定めております。また、いまだ市営住宅に入居されていない方を対象とした一般募集を行っているため、すでに入居されている方が一般募集に参加した場合、今以上に倍率も高くなり、初めて応募される方に対しまして入居の機会を奪う可能性が生じるおそれがあるため、認めておりま

せん。

なお、大分県も大分市も、同様の取り扱いを行っております。

- 18番（堀本博行君） どんどん先に答弁をしていってしまうもので、どこに行ったかわからなくなる。（笑声）結局、今いろいろお話をいただきました。県下でも、全国的にもこういうことはやっていないというふうなこともあります。県下でもそうなのでしょう。大分市もそうだというふうにあります。また、応募に対して入居の機会を奪うというお話もありました。23条3項の入居資格に、いわゆる住宅に困窮しているものという、こういう項目を上げましたけれども、実際的に私もこの条例を全部見させてもらったのですが、条例の中にも法律の中にも、いわゆる市営住宅から市営住宅には応募できませんよというふうな規定はないのですね、これ、調べても。規定はない。それは、いわゆる決めごと、慣例とかいったふうな角度でできませんというふうになっているのでしようけれども、現実的に、今、課長がおっしゃった23条3項の、現に住宅に困窮していることが明らかかなものであることという、今、現実的に市営住宅を申し込む人の中でいわば住宅に困窮をしている人が、では、おるのかどうかという、この項目そのものが、例えば今応募している人の中には持ち家がないというのが、最大の資格なのでしょう。住宅に困窮していると、先ほど消防関係の方から答弁をいただきましたけれども、要するに火災で焼け出された。こういう方々がいわゆる困窮しているという表現が当たるのでしようけれども、現実的に困窮して応募、申し込むという、こういう方はなかなか今の時代、ちょっとなじまないなというふうな気もするわけであります。このことは、余りしつこくは申しませんが、議論して、また勉強もしていきたいなというふうに思っています。ぜひ当局も検討していただきたいと思えます。

それからもう一つ。先ほど、うちの市原議員の方からルームシェアのお話、提案させていただきました。市営住宅そのものもこれからいわゆる募集をして当たって云々というふうなこと以外に、それぞれいわゆる転用というか、運用といいますか、よく言う目的外使用みたいな、こういうふうな角度で、先ほども高齢化のお話がございました。また、特におひとり住まいの単身の高齢者の対応、居場所。先ほどもいろいろ議論されています、低所得者のための単身のいわゆる居場所というふうな観点から、市営住宅の生活上の援助、グループホームとか、こういったふうな角度の法改正もなされているようでありませうけれども、こういった方法、こういったものについてのお考えを聞かせてください。

- 建築住宅課長（末吉正明君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、市営住宅におきましても、年々高齢化が進んでおり、その対応につきまして苦慮している状況がございます。議員御提言の高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるため、市営住宅の一定の戸数を福祉枠として利用を認めるようなグループホームの活用をしてはどうかとの御質問でございますが、確かに公営住宅法の改正により、高齢者や障がい者を対象とした方へ福祉枠を設け、社会福祉法人等が利活用することが可能となっており、その活用も高齢者対策の一つだと考えております。いずれにいたしましても、市営住宅を活用するには、施設の改修や現入居者の対応等が必要となってまいりますので、グループホーム事業の主管であります福祉部局と連携を図りながら対策を講じていかなければならないと考えております。

- 18番（堀本博行君） しっかり議論を深めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。特に先般、ルームシェアの件で4人で、会派で調査に行かせていただきました。共通の課題であるというふうなことの認識でありますので、勉強させていただいたところでございます。ぜひ、しっかりと検討をお願いしたいというふうに思っております。

では、次に、障がい者のオストメイトの支援、それから障がい者の医療費について、こ

れを一括で質問をさせていただきたいと思えます。

私が2期目のときでしたか、このオストメイトのいわゆる人工膀胱、人工肛門を設置されている方々のトイレの設置ということで、当時は井上市長でございましたが、このことを問題提起させていただいて、それからすぐに1階の部分にオストメイトの方の専用、専用と申しますか、トイレを100万円の予算でつけていただいたのを覚えておりますが、それ以来、障がい者のバリアフリー化という観点から、駅とか高速道路のインターチェンジとか、そういったところに、いわゆる多機能型のトイレの設置が大きく前進をして、別府市内でも至るところに今、人形のマークに、右下に十字のオストメイトのトイレの表示が多く目立つようになっておりますが、先般、私の近所と申しますか、知り合いのおばちゃん、人工膀胱、人工肛門、二つ設置をしているお母さんとお話をする機会がありました。そんな中で、結構、もう70……、80近いお母さんなのですが、年金もそこそこあるのですが、その年金があるので非課税ではないというふうなこともあるのですが、いわゆる袋ですね、ストーマ装具という袋の費用、これが結構かかるのです。聞いてびっくりしました。それで、年間どのくらいかかるのかと聞いたら、大体60万から70万かかる。そんなにかかるのというふうなことで、お話をさせていただいて、トイレは設置できたもののなかなか生活、そのお母さんが実は年齢も年齢だからいわゆる施設に入りたいというふうなことで、いろんな形で説明を受けに行ったら、いわゆるストーマの袋の金額が張り過ぎて、ほかに転用するお金が使えないというふうなことも、そういうことが理由でちょっと見合わせたのだわというふうなことも言っておりました。

こういう現状があるのですが、国・県・市の補助があつていと思えますが、その辺の説明をまずお願いしたいと思えます。

○障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

別府市におけるストーマ装具の基準額は、蓄便袋につきましては、月額8,858円、蓄尿袋につきましては、月額1万1,639円となっております。この基準額を超える差額につきましては、自己負担となります。差額とは別に日常生活用具は、基本的に基準額の10%を負担していただいておりますが、ストーマ装具の給付につきましては、基本的に基準額の5%の額を負担していただくこととなっております。

なお、市民税世帯非課税の方等においては、差額は除きますが、自己負担がゼロ円となる方もいらっしゃいます。

○18番（堀本博行君） 今後、こういった方々の負担を軽減するという意味で、どのようにお考えですか。

○障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

多くの地方自治体で、給付基準額を国の補助金交付基準額及びその基準額に3%を加えた額としているところがあります。別府市といたしましても、その国の基準額に3%を加えた額としており、給付基準額を上げる上方修正につきましては、今後、国の示す基準額に従い検討いたしたいと考えております。

○18番（堀本博行君） なかなか厳しいという状況ではありますが、私も国とか県に、県会議員、国会議員を通じてぜひ軽減負担を進めていきたいと思っておりますが、もう一つ、障がい者の方々のいわゆる医療費、項目を上げておりますが、委任払い制度というのがなかなか進みませんのですが、いろいろクリアしなければいけない問題もあると思えますが、その委任払い制度の変更についての要望も以前からあつておりますが、その点はいかがですか。

○障害福祉課長（岩尾邦雄君） 委任払い制度へ変更できない理由といたしまして、これまで医療機関の協力が必要なこと、システム開発費等財政上の問題があること、県の補助を受けているため、県下全体を考慮しなければならないこと、県や他市町村との協議が必要

であること、国民健康保険療養給付費等負担金、国民健康保険調整交付金の減額対象となることなどを理由に上げております。

別府市重度心身障害者医療助成制度は県の補助金を受けており、これを現物給付することにつきましては、過去において14市福祉事務所長会議において議題となり、大分県への要望も行ったところでございます。また、医療費助成を現物給付化することにより、国民健康保険療養給付費等負担金及び国民健康保険調整交付金の減額対象となりますから、国へも減額措置の廃止について、市長会等を通じて要望しているところでございますので、御理解くださいますようお願いいたします。

- 18番（堀本博行君） これもなかなか厳しい状況ではありますが、今の答弁を聞いておって、現実的に市民サービスの拡充を図れば、いわゆる国保の交付金を減額するという、何かちょっと納得できるような回答では……、それは課長に言ってもしょうがないのでしょうけれども、拡大をして例えば委任払いにしたら補助金がふえるというのであればわかるのだけれども、交付金がふえるというのであればわかるのだけれども、そういうふうにしたら、市民サービスを拡大したら交付金を減らすという、こういう角度のものというのが、まさに納得がいかない項目の答弁でありますけれども、これは国の制度だからしょうがないのしょうけれども、ぜひ市長会等でも要望しているということでございますので、さらなる要望をお願いしたい、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次にいきます。国保の適正化の推進についてということでございます……。あ、ごめん、児童虐待。ごめんなさい、ごめんなさい。児童虐待。構えていた、すみませんね。申しわけない。すみません、伊藤課長が構えておったのに、飛ばすところでした。

この児童虐待の件については、これも今、当局としても積極的にいろんな形で動いておりますが、昨年から、この虐待に限らず、これまで余り身近になかった殺人とか虐待死とか、こういったものが今、身近なところで頻繁とっていいのかわかりませんが、起きていることに非常に危惧をしております。一昨年の夏のいわゆる秘湯での若い女性の方の事件、それから、近く日出町の高齢者の御夫婦の殺害事件、同じく日出の幼子の母親による事件、そして、市内でも上原のアパートで家主の方が、高齢者の方々が殺されるといふ殺害事件。とりわけ幼い子どもたちが犠牲になる事件というのも、非常に事件に接するたびに胸が痛む思いがするわけでありまして。この子どもたちの将来のことを考えると、本当に無念な思いがするといひますか、そういう何の罪もない子どもたちが、いわゆる大人の身勝手な行動とか、そういったふうなことから人生の将来を奪われるという、こういうことについても非常にいたたまれない思いがするわけでありましてけれども、今後、こういったことは絶対起こさないという行政の確たる、断固たる姿勢といひますか、こういったものも大事であろうと思ひますし、そういった意味で、今、検討委員会が設置をされて提言内容も出ておりますし、また、この提言を受けて再発防止というふうなことをやられておりますけれども、その2点についてまず御答弁ください。

- 次長兼児童家庭課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

検証委員会からいただいた提言では、初動時の対応や情報収集とアセスメント、連携等について分析をいただき、それらのことを前提として、子育て支援策の充実、関係機関との連携強化、体制の充実、市民等への啓発などの御提言をいただいております。検証委員会からの提言を受けまして、現時点で考えている再発防止策については、七つほど現時点で考えております。

一つ目は、ケースを客観的に判断するため、アセスメントシートやチェックリストの導入、二つ目として、児童や保護者の心理状態を分析する能力を持つ臨床心理士の配置、三つ目として、ケースの処遇について専門的なアドバイスができるスーパーバイザーを中心としたケース会議の開催、四つ目が、社会的に孤立している子育て家庭に対し訪問支援を

強化していく、五つ目が、児童相談所と連絡会を毎月開催する、六つ目が、児童相談所等の実施する研修会に参加し、担当者の技術力の向上に努める、七つ目が、虐待通報をしてもらうため、市報や地域での会合等に出向き協力依頼をするというふうな七つの改善策を考えているところです。

○18番（堀本博行君） それと、今、項目を上げていただきましたが、市民の皆さん方との連携、これが一番大事になってくると思いますが、この点はいかがですか。

○次長兼児童家庭課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

市民の皆さんにお願いしたい点が、2点ほどあります。

まず、平成16年の児童虐待防止に関する法律第6条の改正によりまして、「虐待を受けた児童」から「虐待を受けたと思われる児童」にかわり、「児童相談所や市町村に通告しなければならない」と変わっております。市民の皆さんには、通告義務があることを御理解いただき、情報の提供をお願いしたいというふうに思っております。

二つ目として、子育てに悩んだり、地域から孤立していると思われる家庭に対しての見守り支援や、行政への情報提供をお願いしたいと思います。市内には子育て支援センターなどの子育てに関して支援や相談できる施設もありますので、そちらにつないでいただくか、行政へ情報提供をお願いしたいというふうに思っております。

○18番（堀本博行君） ありがとうございます。それと、いろんな形でそういうお願い、市民に対する連携、そういうふうなことがあります。一つは、今の役所の担当部署の体制、これが現状として変わっていないというふうなことにちょっと心配しております。それと人的な配置。この検討委員会の中に私の知り合いというか、いろいろお知恵をいただいている方もいらっしゃるのですが、その人的な配置そのものが、ひとところ、今の体制でいえば職員が3人、それから非常勤が2人という、こういう体制でいけるのかどうかという心配もしておりますし、いわば、先ほど御答弁があったのかな、臨床心理士の方が今応募しておりますというふうなことも言っておりましたが、現実的に今の体制でいいのかということ非常に心配しておりました。そういう意味で職員の配置、今だからこそできる配置。ただ職員を減らすばかりがあればありませんので、ぜひこういう部署には専門的な知識を持った人をきっちりと備える。先ほどの答弁の中にありましたけれども、この体制の充実ということを言われておりました。ぜひこういう観点からも、いわゆる社会福祉士とか児童福祉士とか、こういった専門的な知識を持った方々の体制を組んでいただきたいと思いますが、この点はいかがですか。

○次長兼児童家庭課長（伊藤慶典君） 御提言、ありがとうございます。先ほど御指摘いただいたように、虐待の検証委員会からも臨床心理士などの専門職員の配置を早急に進めることという御提言もいただいております。臨床心理士につきましては、現在、3月号の市報で公募しまして、今、募集をかけているところであります。

児童相談所と違いまして、市町村が児童虐待防止に取り組むときに最も適した専門職とはどのような職種なのか、こういうことも踏まえまして、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○18番（堀本博行君） ぜひ、今後は二度とこういう問題を起こさないというふうな断固たる姿勢で臨んでいただきたいというふうなお願いをしまして、次に移りたいと思います。

それでは、国保の適正化ということでございます。

国保の厳しい現状が、きのうから議案質疑でも出ておりましたけれども、そういった中でいろんな取り組みをやっていただいておりますのもよくわかるのでありますが、現実的に特にジェネリックの問題でカードをつくれ、カードをつくれと言ったら、こうやってできましたと。あります。こういったものができて、皆さん方のお手元に行っているけれども、知っていますか。なかなかこうやって、私も身内の党员の方々の方に月に一回、政治学習会

とってやっておるのですが、こういうのができたのを皆さん知っていますかと。大体五、六十人来ていただいてやるのですけれども、こういうのを知っていますかと言ったら、「知らん」と言って、なかなかジェネリックになると、こうやって後発医薬品とって、これにかえると例えば生活習慣病の、あるいは血圧の薬とか、そういったものはずっと3割、4割安くなるのですよという話をすると、「ほう」とね。そのときだけ「ほう」と言うのだけれども、なかなか現実的には利用されていないというのが現状であります。

先般、1週間ほど前に大分合同新聞にも、ジェネリックの周知徹底をとということで、これは佐伯の方が投稿しておりました。ジェネリックというふうに言われて、国もいわゆる指針を示して、その方向性には行っているわけでありまして、現実的にはなかなか地方においていけない。市民の中に浸透していかないというような現状があります。

そういったところで、特に一つは、このジェネリックのきっちりとした体制とていいますか。これは、愛知県の春日井市というところは、このジェネリックに薬を切りかえると、あなたの場合はこれだけ軽減できますよという差額分をはがきで通知をして推進をしているというところがありました。この春日井市というところは、国保財政のいわゆる健全化に向けて診療報酬明細書、これの点検強化、それから病院を頻繁に利用するいわゆる重複、多受診世帯に対する保健士の訪問指導、これもやっております。これも今年度は試行的に200件のところを抽出して訪問指導するというふうな形で抑えこんでいくという、こういうふうなことをやっています。

この、例えばレセプトの点検強化、特に多受診、うちの近所にもおるのです、病院を四つも五つも行っておる人が。薬を山ほど持ってあって、この薬を全部飲んでおるのかいと言うと、「くれるからな」と、なかなか飲んでおるか、半分以上は飲んでないとか、知らんけれども、それくらい薬をたくさんもらって、いわば、息子から、「御飯に振りかけて食べるぐらいあるな」と言われるぐらいに薬をもらってきている人がおります。そういう人の訪問指導、こういった角度のものをぜひ別府市も徹底して実施をしていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○保険年金課長（悴田浩治君） お答えをさせていただきます。

国保の中の保健事業では、特定健診の結果、特定保健指導になった方に対する保健指導や、すでに糖尿病、高血圧のために服薬中の方などへの保健指導事業など、全部で六つのメニューを展開してございます。その中の一つに、今、議員御指摘の多受診者保健指導事業というものがございます。この事業の内容といたしましては、3カ月間連続して毎月15日以上同一診療科を受診している方で、市が訪問指導を行うことにより生活習慣、または受診コードの見直しが期待できる方を抽出いたしまして、保健指導をしております。その期間といたしましては3カ月間で、その間に延べ3回、市の保健士や管理栄養士が保健指導を実施するというものでございます。

ちなみに、別府市の平成23年度、現在の実施としては、13名の方を対象に実施しておるところでございます。

○18番（堀本博行君） ジェネリックの御答弁がありませんでしたが、ジェネリックについてはどうでしょうか。

○保険年金課長（悴田浩治君） ジェネリックの差額通知ということで御答弁をさせていただきます。

このジェネリックの利用差額通知とていいますのは、今、議員の方からも御指摘がありましたとおり、新薬とジェネリック医薬品との価格差、これを被保険者に通知いたしまして、ジェネリック医薬品を使用すればこれくらい薬代に差が出ますよというふうなものでございます。この差額通知につきましては、平成22年の9月議会でも、公明党の荒金議員の方からも御指摘をいただいたところでございます。別府市は、その後、大分県が設置して

ございます国保の広域化検討委員会というものがございまして、その中で新薬について、それに対応するジェネリック医薬品がどれくらいあるのか、ジェネリック医薬品が複数あるとすれば、新薬とどのジェネリック医薬品を比較するのか、また投薬期間はどれくらいを対象にするのか、さらにはその差額、通知する差額は幾ら以上を対象にするのかということなどを、大分県それから国保連合会、他の市町村との間で協議を行い、その結果、県下18市町村国保すべてでこの差額通知を実施するということを決定いたしまして、別府市においては昨年になりますけれども、昨年の12月21日に2,287名の方に対しこのジェネリックの利用差額通知、これを発送したところでございます。

○18番（堀本博行君） ありがとうございます。あともう一つが、禁煙です。たばこを吸う方々が、たばこを吸う方々と、私は昔、もうやめて10年になります、先般の記事にも載っておりました。国が、1989年から2007年に、これは吹田市、吹田市の市民4,285人、過去、40歳から74歳の健康調査の結果を分析、さまざまな病気の発症率と禁煙の関連を調べた。その結果、脳梗塞や脳出血などの脳血管障害は、禁煙によって男性で25%、女性で5%の増加、また心筋梗塞や狭心症などの虚血性心疾患は、男性で12%、女性で19%増加。08年で1兆781億円中1,733億円は、禁煙によって余計にかかった分ということが判明をした、こういう記事が出ていましてね。国も禁煙に向けての数値を、喫煙率を下げるというふうな形で今推進をしておりますが、先般、国会のやり取りの中でも、野田総理にうちの松あきらさんが言うておりました、「あなた、たばこをやめなさい」ってね。「あなたはヘビースモーカーだから、あなた、やめたらどう」と、うちの松さんが言ったら、野田さんが、「すみません、私は18歳から吸っておりますから」と言って、後で慌てて「二十歳から」と言って訂正をしておりましたが、それは余談でありますけれども、これ、禁煙に対する医療費の抑制というのは、これは大変重要な課題でありますので、この点はいかがでしょう。

○保険年金課長（悴田浩治君） お答えをさせていただきます。

御指摘のとおり、たばこの煙に含まれるタールには、10種類以上の発がん性物質が含まれておる、がんにかかる危険性が高いことや肺疾患、心疾患の原因にもなるということは、御指摘のとおりでございます。禁煙をすれば、ひいては医療費の抑制につながるということも御指摘のとおりというふうに考えてございます。

そこで、国保における禁煙対策といたしましては、先ほども申し上げました、国保が行っております各種の保健指導の中で、喫煙習慣のある方については、当然のことながら禁煙の指導というふうなことを行ってございます。

また、本課ではございませんけれども、健康づくり推進課におきましても、この保健指導や健診の際の禁煙指導、それから市内の各関係団体等に対する受動喫煙防止の啓発、さらには母子手帳の中や、それにあわせて交付する副読本の中にも、母子の健康を守るためのたばこの害を訴えているというふうなところでございます。

国保につきましても、今後、関係各課と協力をいたしまして、市民の健康のため、ひいては医療費の抑制のためにいろんな対策を講じてまいりたい、このように考えてございます。

○18番（堀本博行君） よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に婚活支援についても、これは以前から幾度となく提案させていただいておりますが、ぜひ実施に向けて努力をしていただきたいと思いますということで、終わります。

それから、国際交流会館。これについても、これも先ほどの民主党のいわゆる事業仕分けで廃止が決まって、地方に対するいわばしわ寄せということでもあります。これについても、当局もしっかりと、子どもたちが、3月末で廃止と決まって出なければいけないと、何人か出たようにもありますし、出た途端に買い手がつかない、また募集という、こうい

う民主党らしいといえば民主党らしいのでありますが、二転三転、現場は混乱という、こういうことがありますので、ぜひフォローをしっかりとさせていただきたい、このことをお願いをして、この項も終わりたいと思います。

それで、最後に、ゆめタウンの件について、ちょっと質問させていただきたいと思います。

市長、これは昨年9月、12月と質問させていただいた経緯がございますが、最近、質問しておいて、なかなか市長のいい答弁も返ってこないし、やる気も伝わってこないし、ちょっと私が一人で空回りしておるのかなという気もするわけでありまして、去年、おとし、選挙の前、市長がイズミの本社に乗り込んで、「何とかせよ」と言って抗議をした、あのときの気迫が、最近は全く伝わってこないのが非常に残念であります。そういった意味で、ぜひこの問題を市長御自身の口から、なかなかやる気に満ちた言葉が、答弁が返ってきませんので、今の私たちの提案を含めてこの協定書に対する思い、市長はどのようにお考えでしょうか。お答えください。

○市長（浜田 博君） ゆめタウンの問題は、大変御心配をかけ、また、あなた一人で空回りしていることではありません。本当に私自身が真摯に受けとめて、昨年来真剣、本気になって今頑張っているわけでございまして、とりわけ立地協定書についてあなたからも御指摘をいただいております。立地協定書は、当時の議会の代表である永井議員が議長のとときに、立ち会いのもとにこの協定書を締結いたしました。私の立場としては、この立地協定書に沿った形で進めていくという基本があります。しかしながら、さきの議会でお約束したように、私は、ことしの1月14日だったと思いますが、「呼びつける」という言葉は悪いのですが、何度もお話をする中で社長に来ていただいて、別府のゆめタウンの中で担当部長同席の中でお会いをしました。そのときに、あなたの思い、これまで議会ですべていただいている御指摘、このままで、しばらく待ってください、これはもう通りませんよという厳しい指摘・要請をさせていただいております。できるだけ近い時期に本気になって、あなたの方でアクションをしっかりと起こしてくださいという形で、今、事務レベルでは具体的に強い姿勢の中で交渉を進めておりますので、ぜひこの意気込みだけは伝えたいと思います。ぜひ、御理解をさせていただきたいと思います。

○18番（堀本博行君） 具体的に市長の思いはわかったのでありますけれども、待ちの姿勢ではどうしようもありませんから、これは。事務方の阿南副市長それから担当部長、しっかりとこれから進めて、積極的に向こうにかかわっていきながら進めていきたいと思いますが、その点はいかがですか。

○副市長（阿南俊晴君） お答えをいたします。

ただいま、市長の方から、社長との会議の内容について話をさせていただきました。私の方も協議の内容は聞いておりますし、指示を受けております。こういう部分で、前向きに取り組んでまいりたいと思っております。あくまでもこの協定書につきましては、项目的に20項目ぐらいあります。その中でハード面それからソフト面、ソフト面については、ほぼこの協定の内容、履行されているというふうに思っておりますので、ハード面につきまして7項目ぐらい、細かく言えばございます。こういう部分については、イズミ側の方と積極的に協議をしてまいりたいと思っております。

○18番（堀本博行君） わかりました。市長も、私の空回りではないというふうに言ってくれましたから、これからはしっかりとまた、次の議会でもまた質問していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○9番（松川章三君） 市内の空き地・空き家についてということで、質問を上げておりました。そうしましたところ、ちょうど運悪く私の前に18番議員さんが、空き家条例の制定についてということと言ってあります。同じところは省きます。しかし、ちょっと観点を変えて少しだけ質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、そもそも空き家・空き地は、別府市内にどのくらいあるのか。そしてまた、その空き家・空き地の傾向ですね。増加傾向にあるのか、減少傾向にあるのか。その辺についてお答えをお願いいたします。

○消防本部予防課長（工藤一男君） お答えいたします。

空き地と空き家の数につきまして、消防本部が把握している数は、空き家が1,324棟、空き地が195カ所でございます。この数は、住宅用火災警報器の設置推進を目的として、消防職員と緊急雇用対策の創出事業によるシルバー人材センターの職員が、市内の個人住宅と共同住宅を訪問しましたが、この調査で現況が空き地、または空き家に変更となっていた数を集計して求めた数値でございます。

議員御質問の空き家・空き地の件数の推移を含め、所有者や管理の状況による防火・防災に対する危険度等の項目につきましては、この調査が住宅用火災警報器の設置推進を主眼とした調査でしたので、詳細なデータは把握できておりません。

○次長兼建築指導課長（川野武士君） お答えいたします。

空き家の数につきましては、建築指導課では把握できておりませんが、これまでに適正に管理が行われずに本課に寄せられた苦情件数は、建築指導課が発足いたしました平成9年度から平成22年度までの14年間で193件ございます。このうち、これまで繰り返し指導を継続する中で、現時点におきまして、解体等により改善・解消されたものは147件、残り46件、約23.8%につきましては、所有者等のさまざまな事情や所在不明の理由などで改善に至っておりません。また、過去5年間におきます苦情の数字的傾向でございますが、平成19年度11件、平成20年度18件、21年度22件、22年度23件、平成23年度は2月末まででございますが、24件と、苦情件数といたしましてはわずかでございますが、増加傾向でございます。

○環境課参事（眞野義治君） お答えします。

先ほど、消防本部が把握している空き地の数が195件とのことでしたが、環境課として市内にどのくらいの空き地があるかということで調査は行っておらず、数の把握はできておりません。

それから、空き地の苦情件数は、過去5年間約120件前後で推移をしておりましたが、昨年は170件と増加傾向を示しましたが、本年度は2月末で129件で、昨年より41件減少しております。年によってはやや増加傾向も見られますが、ほぼ横ばいといったことで推移をしております。

○9番（松川章三君） 少なくとも相当の、やっぱり苦情が来ていることは間違いないですね。空き地・空き家、これから先も経済の状況がよくなる限りはふえていくのではないかと私は思っております。

それで、先ほど消防本部が緊急雇用対策事業で、住宅用火災報知器の設置推進のときに調べたということですが、このことはやっぱり少なくとも別府市当局は知らなければいけないです、これは重要なことですから。それを今まで調べていなかったということは、非常に怠慢ではなかったかなと思っておりますので、今後はそのようなことのないように、ぜひとも調べておいていただきたい。それがどういうふう、いつ、どのような事故になるか、火災になるか、また災害が起こるかわかりませんので、ぜひともよろしくをお願いいたします。

また、この空き家・空き地については、防犯上・防災上、そしていろんな天変地異の災害が起こったときには、非常に難しい事例に派生する可能性があります。それで、このようなどころがあるにもかかわらず、実は今、路地裏散歩というのが、皆さん、有名になって観光客がたくさん来ているわけなのですが、それは、私が調べたところ、こちらに野上さんがいますけれども、13団体ほどあるらしいのです。そして15コースぐらいのコー

スがありまして、そこを年間887回、人員としては7,141人の方が、その路地裏を回るわけです。

ところが、当然、路地裏を案内する案内人は、路地裏のすばらしいところを観光客の方に見て帰ってもらおうと思って、すばらしいところばかりをやっぱり言うわけなのです。ところが、見て帰った観光客は、その路地裏のいいところばかり見て帰って、地元で、別府の路地裏散歩はよかったよ。もう一度行ってみたいと言えればいいのですが、そういう人ばかりではないと思うのですよね。その路地裏を見た途端に、あそこは空き家が壊れかけて汚いところの横を通ったりとか、空き地があって草ぼうぼうだとか、河川敷が草ぼうぼうでどうしようもないぞ。そういうふうなところを通ったりするわけです。それを見て、やっぱりそれは生きたコマーシャルですからね、その人たちが言えば、せっかく今いいことをやっているそのこともだめになるかもしれない。そういうことのないように、やっぱりやってもらいたい。だけれども、もしかしたら、路地裏というのはそんなものなのだ、それが真実でいいという人もいるかもしれません。それはもうその人の考えですから、それは結構と思いますけれども、だけれども、別府のまちというのは、観光が主体であります。

そして、別府市民憲章というのがあります、その中の1番に「美しい町をつくりましょう」。これは、必ずしも表面だけを美しくするということではないのですよね。やっぱりみんなが来て、美しいなと思えるところをつくりましょうということです。

3番目に「お客さまをあたたく迎えましょう」。これもやっぱり汚いところとか、いろんな見たくないところを見て、果たして来たお客様が本当にそんなふうにするのかと思います。ましてや、これは鉄輪地区、今は鉄輪地区だけしかありませんが、景観条例というのがありますね。これは、この地区は美観が、その地域の景観・美観を求められているわけなのです。それから考えますと、空き家や空き地がたくさんあって、しかも汚いところを目にする。これは、非常に私は問題だと思っておりますよ。

そこで、先ほど18番議員さんも言っていました。いろんなところで全国的に空き家条例、空き家をどうするか。空き地のことについては余りなかったのですが、空き地をどうするか。苦情のこれだけ多い空き家と空き地は、やっぱり何とかしなければいけない。そのために、やはり皆さんがその点についてもっと真剣に考えていただきたい。

先ほど18番議員さんに答えていただきましたけれども、私が今言った観光客の面、別府市としての体面から見て、そして防犯・防災上の観点から見たところで、このところをひとつどう思っているかを答弁していただきたいと思っております。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

管理不十分な空き家・空き地には、不審者の侵入や犯罪など事件発生の可能性、放火などの防災上の問題もあることから、警察と連携を図っていくことが有効だと考えております。また、台風・地震などの自然災害による家屋倒壊の危険性など、防災上の問題もると十分認識しております。

○9番（松川章三君） それで、そういうふうな危険を自分たちが認識しているのであれば、やはり先ほど言いましたように、私も空き家についての何らかの、空き地も含めて何らかの規制をしていただきたいというふうに思っておりますので、当局は検討していただきたいと思います。

以上で、これは終わります。

それでは、今度はふれあいストレッチ教室、私は「ストレッチ教室について」ということで書いておりますが、このことについて質問いたしますので、よろしく願いいたします。

実は今日本は、平均寿命においても高齢者数においても、また高齢化のスピードにおいても、この3点においては世界一だと言われております。総務省が2010年に発表した

推計人口によりますと、65歳以上の高齢者は2,944万人だそうです。日本の総人口に占める割合は、23%を超えております。また、75歳以上の高齢者も1,000万人を超えたと言われております。

そのような中で別府市を見てみますと、これは2年前の資料でちょっと古いので恐縮でございますが、2010年8月末現在の65歳以上の高齢者人口は、3万4,108人ということになっております。総人口は、このときは12万706人ということでございます。ここの別府市の、では高齢化率はどのくらいかといいますと、これはその時点で28.26%になっているわけです。これは、日本全国の高齢化率23%をはるかに上回っているということになりますよね。別府市では、3.5人に1人が高齢者であるということになります。現在では、12万人を人口は割り込んでいますので、それをはるかにまた上回っているのではないかなと思います。

そして、その中で介護保険の認定者の数とかサービス利用者数は、今どんどんふえていっているわけなのです。今議会中にも保険料の大幅アップという議案が提出されております。介護状態、要介護状態に陥らないために、やはり介護予防が必要ではないかと私は思っております。

そこで、ストレッチ教室というのが出てくるわけでございますが、現在スポーツ健康課がやられておりますストレッチ教室、ゆったりストレッチ教室、これが、まさに要介護にぴったりの教室ではないかと私は思っております。そのゆったり教室は、今非常に好評なのですよね。いろんなところの地区公民館や、地域町内公民館でやっております。それで、今好評な人たちがいるのですが、どのくらいの方が参加されておるのか、また、その参加者の年齢構成、その辺も含めまして答弁をお願いいたします。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

今、議員さんがおっしゃられたように地区の公民館・体育館等大きなところ、西部、中部、北部、南部、朝日大平山、それから野口ふれあい体育館で、この大きな6カ所では、1週間に2回ずつ、合計12回行っております。2月末の統計ですけれども、480回開催いたしまして、参加者は延べ2万6,513名となっております。

それから、これもお話があったように町内の公民館、例えば鉄輪東公民館ですとか、馬場町の公民館等では、月に1回ずつ、13カ所を実施しております。2月末までに119回開催し、参加者が1,705名。以上合計しますと、2万8,218名となっております。実は今月50数カ所行いますので、最後の3月28日では536回行うことになっておりまして、3万人は超す。この事業を始めました平成21年度から見ますと、参加者では3倍近いということになります。

それから、年齢構成の割合ですけれども、お若い順からいきますと、20代、30代、40代、50代は10.8%でございます。ということは、60歳以上の方が89.2%、約9割の方が、教室には60歳以上の方がお見えであるということになります。

○9番（松川章三君） はい、わかりました。やっぱり高齢者の方が、このストレッチ教室にたくさん行かれているということになります。地区公民館では1会場当たり、これは、私はさっき計算してきたのですけれども、1会場平均4,418人、1回当たり55人、町内公民館においては1会場当たり平均130人以上、1回当たり14人以上ということになっております。先ほど言いましたように、3倍近くにふえているということでございます。これは猛烈なスピードで市民の方に広まっていったと思っております。

このゆったりストレッチ教室が、実は自分の意思、だれが勧誘したわけでもなく、自分の意思でこれに参加しているわけなのですけれども、こんなに3年間でふえる教室というのは、余り私は聞いたことがないのですが、これほど盛況になっている理由ですね。これはどういう理由があるのか、お答えをお願いします。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

指導員がする指導が、教室の方々には好評に受け取っていただいているということが、一つよく声で聞かれます。それから、昨年7月に参加者の方にアンケート調査を行いました。その結果から見ますと、73%の方が体調がすこぶるよくなった。それから、35%ではありますが、過去より病院、整骨院に行く回数が減った。それから、70%の方がほかの人と話す回数がふえて楽しいという回答が出てございました。このことから言いますと、市民の方々の健康意識が向上したこと、それから、参加者の方々が交わりの場といいますか、コミュニケーションの集いの場を求め方が増加している、これが教室の盛況につながっているのではないかととらえております。

○9番（松川章三君） アンケートの結果で答えているとおりでと思います。高齢者の皆さんは、（発言する者あり）アンケートをとっているのはうそだと言っていますが、その点はどうですか。（笑声）

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） ここに、今、手元に持っているのですが、「ゆったりストレッチ教室アンケート調査結果」、7月にとっております。

○9番（松川章三君） アンケートはとってあるということですので、それを信用しまして、今から質問します。

アンケート結果で答えたとおり、高齢者はやっぱり寂しいのだと思うのですよね。実はどこか集まれるところがあれば集まって、みんなとわいわいしゃべったり、いろんなやっぱり楽しみの場、憩いの場が欲しいと思うのです。これは、高齢者の方からちよくちよく聞くことがあるのですけれども、病院なんかに行くと、「あの人は最近見ないけれども、どうしておるのかな」と、病院の中でそういう話をするそうです。病院というのは、大体悪いから行くのであって、悪くなかったら来なくていいのだと思うのですけれどもね。それぐらいにやっぱり病院が地域の高齢者の憩いの場でありながら、社交の場になっているのではないかなと私は思っております。そうではなくて、やっぱりゆったりストレッチ教室のような健康づくりの場が社交の場になっていただきたいわけなのです。そして、高齢者がそこに行って話をしたり元気になることによって介護予防にもなると私は思っております。

その点について、高齢者福祉課がありますが、介護予防事業として、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生活を送れるように支援する観点から、転倒骨折予防教室、認知症予防教室等を開催しているとのことですが、これは具体的にどのようなことをしているのか。これは関連がありますので、ぜひとも答弁していただきたいと思っております。

○高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

健診により把握した要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に、運動、栄養、口腔、その他を含めた複合プログラムにより、健やか元気づくり教室を実施しております。この教室は、週1回、12回を1クールとし、市内8会場において年間合計24クール実施しております。平成23年度の参加延べ人数は342人となっております。

○9番（松川章三君） 342人ですか、高齢者福祉課がやっているのはそのくらいで、そちらのスポーツ健康課が3万人ぐらいになる。実は高齢者福祉課さんも「高齢者福祉」という名前がついていますので、ぜひともそれについて真剣に取り組んでいただきたいと思っております。もともと高齢者福祉課と4課で何か一緒になってやっているということで、スポーツ健康についても、ストレッチについても何か一緒になってやっているということですので、これから先もぜひともよろしく願いいたします。

話をもとに戻しますけれども、私は、このようなゆったりストレッチ教室をもっともっと推進していくべきだと考えております。スポーツ健康課でさらに公民館等いろんな空い

ているところがあれば、それを確保してもっともっと進めていっていただきたいと考えておりますが、その点どのように思っておりますでしょうか。答弁をお願いいたします。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

一つのそこに課題が生まれてくるわけですが、現状を言いますと、月16日勤務でございます非常勤嘱託職員2名でスポーツ指導を、教室を行っております。先ほど答弁をさせていただきましたように、大きな地区公民館等6カ所では、週に12回開催しておりますので、それだけで計算しますと、もう月に十三、四日の勤務となってしまうのが現状でございます。残り町内の公民館等、ニーズがございますので、対応しているというのが現状で、今のところ広げるといふのを検討課題にしております。

○9番（松川章三君） 今、2名の嘱託職員でやっているということで、勤務日数が決まっているために、これ以上の拡大は難しいというふうに言ったと思います。そういうふうな受けとめておきます。でも、その2名の方は、皆さんに対して非常に人気がありまして、すばらしい指導員だったらしいのですよね。らしいのですよというか、私も何度かお会いしています。すばらしい指導員なのです。この非常勤職員の、このストレッチをするための職員の、これには資格というのがあるのですか。それはどういう資格があるのですか。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

1名は、NSCA認定パーソナルトレーナーという、実はすぐれた専門力を発揮する世界基準の資格を保有しております。もう1人は、中高老年期健康運動指導士という資格を有しております。

○9番（松川章三君） 2名ともすばらしい資格を持っていて、そのうちの1名が国際的な基準を満たした資格を持っているということで、本当にすばらしいのですが、実はその評判のいい指導者も非常勤職員でございますので、いつやめるかもわからない。だからといって正職員を雇えと言うわけではないのですよ。いつやめるかわからないということでございます。現実に私がちょっと漏れ聞いたところによりますと、やめるのだという話を聞いております。（発言する者あり）そうそう。そういうことでいろいろありますよね。やめるということ聞いております。（発言する者あり）皆さん、そういうふうに言っておりますけれども、現実にそのようなすばらしい指導員がおるわけなのです。その人たちの指導員に対して継続していただく、どうしたらいいのかなというふうな努力はしたのかなと思います。どうなのですか。その辺努力はしておりますか。答弁をお願いいたします。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

もちろん、今、議員さんがおっしゃられたように、とどまっていたと努力をしたわけですが、御指摘のように非常勤職員さんという身分においては、長く継続して雇用することというのが、なかなか難しいことがありまして、期限が来れば再度申し込みをし、選考するということとなります。今後、待遇面の改善ですとか、委託を含めたストレッチ教室のあり方も検討をしていかなければならないと考えております。

○9番（松川章三君） 21年度に始めた取り組みが、少なくともこのように市民の皆さんに定着していった、それはスポーツ健康課がすばらしいことをしたのだと言えば、それでございますが、その指導者の力も相当あるわけなのです。その指導者任せにしていたのではないかなと思います。この、ゆったりストレッチ教室を今後どのようにしていくのか。これだけ皆さんが今、広まっているのですよ。このゆったりストレッチ教室、皆さんやりたいと。やったら体の調子もよくなったとかいう、こういうようなものでございます。これを今から拡大していくのか、2人の人がやめるとしたら拡大できるのか、それとも縮小なのか。先ほど、これ以上できないと言っていましたけれども、そうではなくて、まだまだこれを拡大するための方策もあるのではないかなと思います。その辺はどういうふう

考えておりますか。答弁をお願いいたします。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

市民の方々のニーズにおこたえするというのは、当然基本のスタンスでございますので、健康の保持増進、集いの場、そして有効であることがわかって思うのです、今後も明るく楽しい教室を継続していきたいと考えております。課題をクリアする努力を重ねたいと思っております。

それから、総合計画の中の第3次の中にも、27年度には回数、それからクリアしたい目標値の参加人数がございますので、そこを目標にしてまいりたいと考えております。

○9番（松川章三君） このゆったりストレッチ教室をやっぱり継続していくに当たって、まず場所の確保と、それと一番やっぱり必要なのは指導員の確保ですね。この指導員が実は今までやっぱり養成をしたことがあるのですかね。2人きりに任せておいたとか、その担当の方に任せておいたとか、それだけのことでやってきたのではないかと思うのですが、ストレッチ指導員の養成は非常に大切なのですが、どのように養成を考えておりますか。お伺いいたします。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

昨年の9月なのですが、20日と23日に市民体育館において、別府市各地区に40名のスポーツ推進委員さん、元体育指導委員と呼んでいたスポーツ推進委員さんがおります。この方々を対象に集ってもらいまして、ストレッチ体操の指導者講習会、そして実施いたしました。つまりそういうストレッチの体操を各地区でなさっていただけないかという要請もしながら、まだ2度ほどですが、行いました。今後もストレッチ指導員の養成は、ほかにもまだいろいろな形があると思いますので、図ってまいるように考えております。

○9番（松川章三君） 先ほど、去年の9月20日と23日、別府市のスポーツ推進委員40名と言ったですかね、ストレッチ体操指導者講習会を行ったということでございますが、実はこの2日間で果たして指導ができるようになったのか。これは、私は2日間ではないのではないかなと思っています。この点については、甚だ疑問が残るところではございます。でも、これだけ短期間に浸透しているこのゆったりストレッチ教室、やっぱり継続していかなければ、元も子もないと思うのですよね。ましてや、これは、ストレッチ教室は高齢者の社交の場であり、楽しみ場の場であり、生きがいの場であり、一番やっぱり肝心なところは、介護予防の場であるということですよ、介護予防の場。これをする事によって、先ほど言いましたよね、60何%の方が体の調子がよくなったということで、そういうことも行かなくなったということがある。現実に病院に行っていた方が、介護を頼んでいた方が、それをしなくなりましたということがあります。だから、体を動かせば、高齢者の方は自分でできるということがわかれば、だんだんそっちの方に向かって行って、体も強くなっていくと思うのです。

そこで、やっぱりこのストレッチ教室に通っている人の中から私は指導員を、やりたいという人がおれば指導員を養成したらいいのではないかと思うのですよ。というのは、何十カ所もあって、今足りないからできないのだと言うけれども、そこで指導員を養成すれば、そこでできるではないですか。そして、またすばらしい指導員が2人いたのですが、その2人がやめる前に教育委員会の人たち、特にスポーツ健康課の人たちが、自分たちが動いてやろう。その気になればできる。ところが、それは全然されていなかったと私は思います。だから、今どうなるか、こうなるかと心配しているのだと思うのですよね。やっぱりその気になって、自分たちがこのストレッチを始めたのだ、そしてこんなにふえたのだ。3年間で3倍ですよ、これはすばらしい。では、これをまだまだやりましょうということになれば、やっぱり自分たちが真剣になってやる。担当者任せということは絶対にかんですよ。自分たちがやっぱり真剣になってやってください。

そして、なおかつ、その会場に若い方もいましたので、そういう人たちができるといふことであれば、ぜひともその人たちに教えてください。これは、実はその辺については、補助金なり何かを出してでも養成して、そしてその人たちが、本当の指導者は何回かに1回回って歩くというふうによれば、まだまだ介護予防のためになるし、別府市のお年寄りのためにもなりますし、保険料も余り上げなくていいかもしれません。そういうふうなことを考えてやっていただきたいと思います。そのために、やっぱり先ほど言いましたけれども、皆さんが真剣に取り組んでいただいて、そして担当者任せにしないということ、そして、このゆったり教室をこれから先もどんどん続けていって、別府市の老人は皆元気がいいぞというぐらいになりましょうよ。やったらいいのですよ。それは、スポーツ健康課を持っている教育委員会も高齢者福祉課の方も、皆さんでやればこれはできます。そして、やって、別府はよくなりました、減りましたよ。要介護が減りましたよということをやっていたいただきたいと思っております。この点についてどういうふうを考えているか、市長、よろしく願いいたします。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

先ほどから議員さんの方から介護予防の一環としてストレッチ教室の拡充・充実をということでございます。私たちも、こんなに数年間で高齢者の皆様に評判がよくなるということは想像しておりませんでしたけれども、今御指摘されておりましたように、もう少し担当者等、教育委員会あるいは高齢者福祉課と横のつながりをもっと連携し、自然体でこの高齢化社会への介護予防の対応について真剣に考えなければいけないというふうに思っております。ありがとうございました。

○市長（浜田 博君） せっかくの御指名ですから、お答えいたします。

本日にきょうはありがたい御指摘といたしますか、いただいたと思っております。21年から始めたゆったりストレッチ教室が、ここまで好評なのかというのは、私も参加して自分自身も肌で感じております。さらに、高齢者福祉課が健康づくり教室等々も、市民の高齢者の皆さんを中心とした健康づくりに相当やっぱり効果を得ているということ、私も感じておりますので、今後とも指導者の問題それから後継者の問題等クリアしなくてはいけない問題がたくさんありますが、これを拡大する、広げていくという、市民の健康のためにぜひ進めていきたい、このように思っていますし、今、総合型地域スポーツクラブの結成が続々とできつつあります。先日も亀川ですね、立ち上げていただきました。西に続き浜脇そして亀川、そして、あとは今度は南立石ともう準備がずっと入っておりますから、そういう地域の皆様方もこのストレッチ体操を中心に気軽にできる健康づくり、こういうことを目標にしっかり頑張ってくださいですので、ぜひその方向で頑張ってくださいなと思っております。ありがとうございました。（傍聴席、拍手する者あり）

○副議長（加藤信康君） 傍聴者に申し上げます。議場では静粛に願います。拍手等は禁止されております。先ほど携帯電話も鳴ってございましたけれども、携帯電話の電源もお切りいただきますようお願いいたします。

○9番（松川章三君） ありがとうございました。

○1番（森 大輔君） 今回は、四つのテーマに従って質問をさせていただきます。二つ目の「国際観光都市」としての別府市の取り組みの中の、国際姉妹都市関連の質問は、時間の都合上、次回の市議会にて質問をさせていただきます。

まず、「健康観光都市」としての別府市について質問をさせていただきますが、先ほど松川議員の方からも、市民の健康づくりの事業の必要性について質問をされておりましたが、現在、病気になって薬や検査に依存をする現在医療が直面している課題の一つに、医療費の増加が指摘されております。

まず質問いたしますが、平成20年度から75歳以上の方を被保険者とする後期高齢者

医療制度が創立されましたが、現在までの医療費の推移と、その医療費に対する別府市の負担金額及び今後の見込み推移を、理由とともにお聞かせいただけますか。

○保険年金課参事（三口龍義君） お答えいたします。

平成20年度の後期高齢者医療費は約150億4,000万円、21年度が約172億6,000万円、22年度が約181億4,900万円でございます。別府市の負担額としては、平成20年度から順に10億9,500万円、12億7,200万円、13億4,200万円となっております。

医療費の今後の見込みといたしましては、被保険者数の増加、1人当たり医療費の伸びなどにより、今後も4%台の増加が見込まれております。別府市の負担金額につきましては、負担対象額の12分の1という法の決まりがございますので、医療費が伸びれば負担金額も同じように増加するということになります。具体的には、毎年度5,000万から6,000万円ずつ増加するのではないかと見込んでおります。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。後期高齢者医療費の推計が増加をする主な要因として、日本の保険医療システムが抱える問題が、お1人当たりの医療費の伸びに関与していることも否定できませんが、別府市の高齢化人口率が、ここ10年で進んでいる状況が見受けられます。別府市社会福祉協議会が作成されました地域福祉活動計画をもとに別府市の高齢化人口率を御紹介いたしますと、2000年から2010年の間に約22%から28%へと増加をし、2010年の全国の高齢化率の23%よりも高いことを示しています。また、国立社会保障・人口問題研究所が、平成18年に発表しています日本の将来推計人口によりますと、別府市の高齢化人口率は、2020年には30%を超え、2035年まで増加傾向にある推計を発表しています。

このように別府市の高齢化人口率は確実に進み、20年から30年先まで医療費の増加が見込まれる中、病気を防ぐために病気の予防に時間とお金をかける必要性がございます。日本でも有数の温泉資源を持つ別府市では、以前より健康増進の視点から温泉療養、もしくは温泉治療の研究がされております。近年では特に予防医学や介護予防の温泉療養は注目をされ、市内の多くの病院施設や介護施設にて患者のリハビリに温泉が活用されると伺います。健康増進の視点から温泉療養、温泉治療の効果について、行政の見解をお聞かせいただけますか。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

温泉にはリラックス効果、温熱効果など、さまざまな健康増進作用があります。また、議員さんもおっしゃいましたが、医療機関においても病気やけがのリハビリ等、治療に温泉を活用されているところもございます。しかし、温泉のさまざまな病気に対する正確な疫学的調査あるいは科学的根拠が、まだ明らかにされていない状況であります。

そこで、健康づくり推進課といたしましては、九州大学病院別府病院と別府市医師会と共同で現在研究への取り組みを開始しているところでございます。別府温泉の効能・効果について、がんに関連して研究をしようというものでございます。結果について、その有用性が確立すれば、温泉治療の健康増進への活用が具体的に研究できるのではないかと考えております。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。日本には、自然治癒力を高めると言い伝えられる湯治という習慣がございます。これは、予防医学の健康を阻害するさまざまな要因をあらかじめ取り除くとする概念にもつながると、御提言されている研究者も少なくありません。例えば、数多くある温泉療養の効果の一つとしてヒートショックプロテインという効能がございます。これは、温泉の適度な熱のストレスが、細胞を修復したり免疫細胞を強化すると言われております。また、一般的に1週間の湯治は体温を1度上げる効果があると言われ、基礎体温を36.5度に維持するのを助け、がん細胞が最もふえやすい35度より体温を高く保つことで、結果的にがん細胞やウイルスの抑制につながるとされてい

ます。ゆえに、温泉に入って気持ちがよかったと感じるのは、精神的だけでなく医学的にも細胞を活性化し、長寿国を築いた要因の一つかもしれません。

これまで、別府市が温泉を活用してとられた市民の健康増進を促す政策、または事業をお聞かせいただけますか。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

健康づくり推進課では、温泉を活用した健康増進といたしまして、北浜温泉テルマスにて温泉を活用した水中運動教室を実施し、また、身近な温泉施設や家庭での入浴時においても実践できる水中運動や、肩凝りなど軽い症状に対し痛みを和らげるなどを目的とする入浴法の普及等を行っております。また、24年度からの事業でございますが、湯中運動の研究推進に取り組みたいと思っております。湯中運動は、温泉の温度、入浴による発汗を考慮した運動効果のある入浴法と言われており、身近な温泉の活用を目指していきたいと思っております。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。市民の健康づくりという大きなテーマであるがゆえに、今御答弁いただいたほかにも、市の多種多様な分野において健康増進事業が行われています。しかし、現在の別府市の状況は、大分県国民健康保険団体連合会が発表しております平成22年度の市町村別の後期高齢者医療費によりますと、75歳以上の1人当たりの医療費額は約106万4,000円で、県内で3番目に医療費が高いとされ、まだ決して「健康観光都市」として呼ぶに至らないのが現状でございます。日本一の温泉地として別府市が温泉療養を用いて、ほかの都市より健康であることをアピールできる都市になったときこそ、初めて全国から新しい観光ニーズも期待できる別府市になるのではないかと考えます。

今後、別府市民の方が健康的に生活できるために、そして高齢化率が今よりももっと高いと推定される10年後、20年後、そのときに1人当たりの医療費が、今の医療費よりも減りましたと御紹介できるようになるためにも、ぜひ市の関係各所全体で予防医学としての温泉療養の幅広い可能性も視野に入れた「健康観光都市」づくりに取り組んでいただきたいと提言させていただきます。

次に、観光振興の観点から、温泉療養について質問をさせていただきます。

昨年9月の議会の際に、飲泉について質問をさせていただきましたが、温泉資源の入浴以外の活用方法としての飲泉は、健康意識の高い多くの方が認知されている文化でございます。例えば飲泉の効能として、貧血の方は炭酸鉄泉、糖尿病の方は食塩泉や、また肝臓の弱い方は硫酸塩泉、痛風ぎみの方は重曹泉などのお湯が、飲んで効くと分析されております。少なくとも今御紹介いたしました泉質は、すべて別府市にある温泉ですが、実際に保健所から許可されている市営の温泉場は、北浜温泉の1カ所だけです。観光のお客様に安心して飲泉をお勧めできる場所が少ないとの声や、女性の観光客の方々から、化粧を落として温泉に入浴まではしないものの、飲泉を通して温泉を楽しみたいとの声が多くあると、別府八湯のガイドの方々からお聞きしております。

今後の別府市の観光復興や健康増進の視点からも、飲泉文化は大変重要であると考えますが、北浜温泉以外の市営温泉で飲泉が可能な泉質を持つ飲泉場はあるのか、まずお聞かせいただけますか。

○次長兼温泉課長（河野貞祐君） お答えいたします。

飲泉の場合、泉質で単純温泉に分類されるものは、飲泉による適応症、いわゆる効能がございませんので、泉質が単純泉以外で敷地内に泉源を持つ市営温泉が対象になるというふうと考えられます。この条件に合う箇所といたしまして竹瓦温泉、海門寺温泉、柴石温泉、海浜砂湯となっております。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。今御答弁のように4カ所の場所が、実質飲

泉が可能な泉質を持つ市営温泉であるとお聞きいたしました。ただし、単純泉は、飲泉としての適応症がないとのことで、今四つの温泉場を御紹介されましたが、実際には単純泉の効能を活用した飲泉は、全国に多くございます。効能としては神経痛、筋肉痛、肩凝り、関節痛や疲労、ストレス、自律神経の復活に効果があるとされ、また、無色透明で刺激が少ないため、幅広い年齢層にも御利用できると伺っております。また、鹿児島では、アルカリ性単純泉の体に与える効能に着目をして、飲泉をミネラルウォーターとして商品化されている温泉水もございます。国の定める飲泉利用基準に従って、現実に別府市において飲泉文化を進めていく上で問題点などがあれば、お聞かせいただけますか。

○次長兼温泉課長（河野貞祐君） お答えいたします。

飲泉の場合、環境省の定める温泉利用基準の中で、成分により飲用許容量や施設の管理基準が決められております。先ほどの単純温泉以外の泉質の温泉につきましても、温泉成分や施設の整備などのクリアすべき問題が多いというふうに考えております。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。環境省の定める飲泉利用基準によりますと、飲泉の適用対象となるには、温泉水の成分に砒素、銅、弗素、鉛、水銀、そして遊離炭酸の容量が一定の数字を超えないことと、衛生上の源泉の管理の必要性の、大きく二つが取り上げられております。別府市には、北浜温泉を除いて飲泉が可能な温泉場は、単純泉を含めると、16ある市営温泉のうち7カ所があるようですが、この7カ所の温泉場のうち、飲泉施設の整備が難しいと考えられる温泉場が2カ所あり、実際の飲泉可能箇所は5カ所ようです。衛生上の管理も含め、まだ解決しないといけない問題点がありますので、ぜひとも御検討をしていただきたいと、要望をさせていただきます。

また、将来的に市内にお住まいの方はもちろん、市外からお越しになる観光客の方々も安心して御利用できる飲泉の施設を別府温泉に充実していくことが、温泉を活用した新しい健康観光戦略になると考えますし、また観光客誘致にもつながるのではないかと提案をさせていただきますが、観光まちづくり課としての御意見をお聞かせいただけますか。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

先ほど、温泉課の方より答弁がありました。現在のところ、飲泉の活用につきましては、今少しクリアすべき諸問題あるいは課題があろうかと思えます。しかしながら、別府市には古くから伝わります湯治文化もございます。さまざまな観光振興策の一つとして、御質問の件につきましても、今後研究させていただきたいと存じます。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。ぜひとも、今後研究を重ねていただきたいと要望させていただきます。

続きまして、最後になりますけれども、県内の温泉地であります竹田市で行われております観光誘致事業の取り組みについて御紹介させていただきます。今後、温泉都市別府がどのように観光振興が遂げられるか、御質問をさせていただきます。

皆様も御存じと存じますが、竹田市では、昨年3月より国内初の温泉療養保健制度を始められました。これは、海外の国々でも温泉治療が医療保険制度に適用されているように、医学的にも否定できない温泉の力を予防医学の観点から、現代版湯治として推進されていることとございます。この制度の目的として、現在の日本の医療保険制度では現実、実現できていない温泉を活用した健康増進を促すことと、短期・中期・長期滞在型観光の復興の二つが見受けられますが、二つ目の滞在型観光の復興が、現段階の主な目的と拝察いたします。内容といたしましては、一つ目に、竹田市内の対象宿泊施設に延べ3泊以上宿泊されたお客様に、1泊につき500円を補助し、14泊が上限とされています。二つ目に、対象宿泊施設以外にお泊まりされたお客様に対し、対象の温泉施設を宿泊日数の半数以上御利用された場合、1回につき200円の補助を市が行うとされています。

また、竹田市の観光ツーリズム協会が発行しております「温泉療養保健会員パスポート」

を持参いたしますと、市内の対象の食事どころにて特典を受けることができ、温泉だけでなく、食と観光とも結びつけているところが、この制度のメリットのように考えます。

温泉療養保健制度の結果としては、昨年の4月から7月の間に130の方が申請され、平均し、1人5泊されています。また、昨年の8月から11月の間に198の方が申請をされ、宿泊客増加に貢献されつつあるようでございます。この制度を始めてからまだ1年度たっており、現在は第3回目の実証実験の期間中とのことで、滞在型観光誘致事業としての実績はまだ未知数ではございますが、国が温泉療養の有効性を認めていない中で、1温泉都市が初めて温泉療養保健制度を推進したことで話題性が高く、将来の温泉医療特区の第1モデルケースとなる可能性があります。

一方、別府市は、温泉都市として今後どうするのが、今後の課題であると考えます。昨年、別府市が温泉を活用した宿泊観光客の増加を促す健康モニターツアーを実施されました。内容につきましては、さきの市議会において加藤議員が質問をしておられましたが、そのフィードバック、その結果を受けて、今後どのように観光ツーリズムを推進していかれるのか、お聞かせいただけますか。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

今、御質問の中にありましたように、昨年度、まず第1回目を実施いたしました。今年度、第2回目を先日行ったような次第です。これに参加していただいたモニターの方々から得ました貴重な情報を含め、さまざまな課題の解決に向けて関係機関あるいは団体等と商品調整並びに受け入れ態勢について協議・調整等を重ね、本格的な実現に向けて取り組みたいと考えております。

別府市には、湯治文化の長い歴史がございまして、その環境も整っております。この貴重な観光資源と文化を生かしまして、別府市ならではの感覚を大切にしながら、ほかの都市ではなし得ない別府市独自の観光ルート商品の早期開発に取り組んでいきたいと考えております。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。別府市にお泊まりになる観光客数が、ここ20年間で約100万人減少している現状から、宿泊客数をふやす新しい滞在型観光誘致政策は不可欠であると認識しております。ほかの都市ではなし得ない別府市独自の観光ルートとして、今後、健康ツーリズムには機能温泉浴という新しい分野にも取り組んでいただきたいと考えます。機能温泉浴は、泉質の異なる二つの温泉に効果的に順番に入浴することで、美肌効果が期待できる温泉療養であるとお聞きしています。例えば、酸性の明礬温泉で体の角質を落とした後に、鉄輪温泉などのアルカリ性の温泉に入浴をすることで、肌を保護するリンス効果を体験できると言われております。健康増進の観点から温泉を利用したいと考える多くの方々に対し、別府温泉が持つメリットを生かした健康ツーリズム事業をすることが、滞在型観光振興に貢献できると考えます。

また、今後、温泉療養が公的医療保険に適用される可能性も視野に入れて、別府市が将来の温泉医療特区として発展するためにも、ぜひ「健康観光都市」としての政策の充実を進めていただきたいと思います。

これで、「健康観光都市」としての別府市についての関連質問を終わります。

○副議長（加藤信康君） 休憩いたします。

午後2時59分 休憩

午後3時16分 再開

○議長（松川峰生君） 再開いたします。

○1番（森 大輔君） 次に、「国際観光都市」としての別府市の取り組みについて、質問をさせていただきます。

まず、昨年の国際船観光誘致の実績と、そして、ことしの誘致予定について、お聞かせ

をいただけますか。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

昨年は、中国からレジェンド・オブ・ザ・シーズ号が4回入港いたしました。ことしは、現在のところ、中国から同様のレジェンド・オブ・ザ・シーズ号が8回、それから、ちょうど、けさ、初入港になったのですが、韓国からのクラブハーモニー号が、本日を含めまして4回の、計12回の寄港予定となっております。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。昨年の中国船のレジェンド・オブ・ザ・シーズ号の4回の寄港から、ことしは2倍の8回へ増加されました。また、韓国船のクラブハーモニー号の4回の寄港も加わり、ことし別府市に訪れる国際船の寄港予定は、現段階で12回に増加されたと伺いました。これも市民の皆様の心の込もったおもてなしが、別府市にお越しになる国際船の増加に寄与されたことと感じます。しかしながら、昨年の4回の寄港を終え、ことし新たに12回の寄港を予定しておりますが、今後の国際船観光を推進していく上で課題がございました。その一つに、相手先の思惑と、そして外国人観光客の受け入れ側が求めるニーズとの間に隔たりがあるように感じました。例えば、相手先の安く経費を上げたいという思惑がある一方、受け入れ側からの御意見として、8月という国内からお越しになるお客様1人当たりの単価が、高く設定されているシーズン中に国際船の寄港が集中し、国際船のお客様を迎え入れることに抵抗があったという、現場レベルでのきゅうきゅうとした経営実態もあるようです。メディア等で報道されているような1億6,000万円の経済波及効果があったそうですが、実感がわからないという声もお聞きいたしました。

今後、受け入れ先の協力体制なしでは、国際船観光誘致の発展にはつながらないと考えますが、行政としての今後の方針をお聞かせいただけますか。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

御承知のとおり別府市はこれまで国内外から多くの観光客に訪れていただいている国際観光都市でございます。昨年のクルーズ船での旅行ニーズの増加傾向を踏まえまして、今後ますます増加してくるであろう需要に対応していかなければいけないという状況でございます。しかしながら、これまでとは異なります、一度に多くの観光客が別府市を訪れる状況というのは、もしかしますと関係団体あるいは関係者にとりましては、戸惑う部分もあるかと思いますが、この機会を利用いたしまして、将来につなげていかなければいけないというふうに思っております。

さらに、国際観光港が航空機やJRといった交通手段とともに、海外からの観光客の着地点として確固たる地位を築くことは、これまで以上に国際観光都市として別府市が認知されるために、極めて重要なことであるかというふうに考えております。そのためにも、迎え入れるにふさわしい周辺環境の充実、そして受け入れ態勢の整備等を図りまして、今後さらなる誘致に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。外国人観光客総数を、平成21年度から27年度までに約16万人から28万人に増加するとされた短期の達成目標が、別府市総合計画に示されております。別府市に訪れる観光客総数約1,200万人のうち全体の一、二％にしか達していない外国人観光客をふやしていく国際船観光誘致事業は、必要な対策であると認識しております。また、長期的な達成目標として20年後、30年後の将来の別府市に、より多くの外国人観光客を誘致できる「国際観光都市」として成長していくには、今後、別府市に今暮らしておられます外国人留学生が、将来、観光客として別府にまた来たいと思われるような「国際観光都市」づくりをしていく必要があると考えます。

そこで、次に、別府市の国際化の現状と将来のテーマに従って質問をさせていただきます。

今後の別府市の観光または経済の活性化のきっかけは、国際化にあると確信しております。その根拠の一つに、別府市にお越しになる留学生の数が、ここ10年間で約500人から3,500人へと7倍も増加をしている現状について、昨年の9月の一般質問にて御指摘をさせていただきました。別府市の総合基本計画によりますと、未来を担う国際的視野を持った人材を育成していく必要性を示しておられますが、現在どのような国際交流の取り組みをしておられるのか、お聞かせいただけますか。

○文化国際課長（是永敏明君） お答えをさせていただきます。

市内各小・中学校に対して国際理解教室を開催しておるところでございます。この目的としては、留学生を活用した国際理解教室を実施することで、次世代を担う別府の子どもたちに異文化体験を促し、国際理解を深め、国際感覚豊かな社会を構築する人材を育成することでございます。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。小学生、中学生に対して、留学生を通し国際理解教室を開催しておられることはわかりました。しかし、これから長期的に国際力を持つ人材を育成していくには、人材への投資は必要不可欠であると考えます。海外からの優秀な人材を受け入れることを念頭に、外国人留学生支援対策として、別府市が行っておられます留学生お一人につき年間24万円の援助を行い、30名の計720万円が予算計上されているのに対し、別府市の若い人材の海外留学を支援する取り組みが不足しているように感じます。ぜひとも将来の国際観光都市別府を担う人材の育成として、別府市中学生・高校生の海外留学を助成する対策を、学校や姉妹都市との連携も視野にいれながら対応をしていただきたいと提言させていただきますが、お考えをお聞かせいただけますか。

○文化国際課長（是永敏明君） お考えをいたします。

どのような助成が望ましいのか、今後、検討していきたいと考えておるところでございます。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。将来の別府市の国際化または活性化のためにも、別府市の中学生・高校生の海外留学の推進に向けて積極的な取り組みをしていただきたいと要望をさせていただきます。

これで、「国際観光都市」としての別府市の取り組みについての関連質問を終わります。

次に、別府市の防災対策というテーマに従って質問をさせていただきます。

今後30年の間に60%から70%の確率で東南海・南海地震が、連動して発生すると報道等で紹介されております。別府市では、地震が発生した際の津波対策として、海拔表示板や津波警戒標識など、防災意識を高めるための啓発活動が進められております。一方で、別府市の近郊には由布岳、鶴見岳そして伽藍岳の三つの活火山があるように、火山の噴火によるさまざまな災害被害も推測されています。平成18年に砂防・地すべり技術センターが作成されました火山防災マップによりますと、伽藍岳と特に鶴見岳が噴火した場合、土石流、溶岩流、火砕流、噴石、そして火山灰によって川伝いに別府市の大部分の地域に甚大な被害を及ぼすとの予測が示されております。

そこで、現在、火山噴火による災害に対しまして、どのような対策、または取り組みをとられておられるのか、お聞かせをいただけますか。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

火山活動に対する取り組みにつきましては、情報の把握が第一と考えております。本市に影響がある鶴見岳、伽藍岳につきましては、福岡管区気象台火山監視・情報センターが、火山性地震や微動を監視する地震計、火山の爆発などによる空気の振動をはかる空振計、それに地殻変形の観測によるマグマの把握が可能なGPSを市内の湯山地区とロープウェイ下近くの日ノ平地区に設置し、常時監視体制をとっております。また、大分県が別府土木事務所に望遠カメラを設置し、噴煙や噴出物を観測しております。観測の結果は、気象

庁のホームページなどで公表し、異常が発生した場合、火山活動の状況により噴火予報や噴火警報を発表するようになっております。

活火山は、過去およそ1万年以内に噴火した火山及び現在噴気活動が認められる火山のことを言います。火山活動の特性から三つのランクに分類されております。鶴見岳、伽藍岳は、Bランクの活火山として数年から数十年に1回噴火や群発地震、噴煙量の増大といった火山活動の変化が認められるもので、長期的には広範囲に被害を与えるような噴火が発生しているものとされており、鶴見岳、伽藍岳の火山活動解説資料によりますと、平成24年2月時点での状況は、火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、火口周辺に影響を及ぼす噴火の兆候は見られません。

また、市では毎年秋ごろに大分地方気象台、消防と合同で鶴見岳の噴煙箇所であります赤池噴気孔に行き、現地で煙や地形の様子などを目視しております。その時点の結果におきましても、目立った兆候は見受けられませんでした。

今後、鶴見岳、伽藍岳ともに火山災害のおそれがある兆候を発見した場合、大分気象台と連絡を密にし、市民の皆様迅速に情報を伝えていきたいと考えております。

○1番(森 大輔君) ありがとうございます。

では、次に、防災対策の観点から、別府市の災害情報通信体制の問題について質問をさせていただきます。

ある地区で、地域防災訓練を行いました。ここは、土地柄地震発生時の津波被害の心配よりも火山被害の可能性が高い地域でございましたので、火山噴火も想定した避難訓練を行いました。その際の災害情報伝達体制は、まず自治会長が、行政からの情報をもとに各組の組長に災害被害のお知らせをし、それを受けて組長が、それぞれの組のお住まいの1軒1軒の家に電話で災害情報や避難想定場所をお伝えする手段でございました。もちろん実際の災害時の際には、市の広報車や消防団車両など、災害情報の提供に御尽力をされると考えますが、それぞれの地域に行政の緊急情報を瞬時に放送できる設備がないがために、市民の皆様情報が届くまでに時間がかかり、また、自治会員の負担もかかるなど、情報通信体制が十分にとれていないように思われます。

災害時の情報通信手段の一つとして、野外スピーカーを沿岸部に設置し、災害情報をスピーカーを用いて一斉に放送するシステムの調査設計をする計画もあるようですが、火山噴火対策としての防災情報や緊急情報等の提供手段はどのようにお考えなのか、行政の方針をお聞かせいただけますか。

○自治振興課参事(月輪利生君) お答えいたします。

平成24年度は、同報系無線調査設計委託料を計上し、その結果を参考に情報伝達体制について検討していくこととしております。これは、地震などの災害情報などが発せられた場合、防災無線を使い、瞬時に屋外スピーカーなどで伝えるものです。津波や土砂災害、火山噴火などを想定して、屋外での拡声器をどう配置することが適しているのか、どれくらいの経費がかかるのかなど検討材料にすることとしておりますので、その結果から伝達方法などを考えてまいります。

○1番(森 大輔君) ありがとうございます。津波や土砂災害、そして火山噴火も想定に入れた市全体の災害情報通信体制を検討されているという御答弁をいただきました。今後、別府市が緊急時や、または平常時の際にも効率的に行政情報を市民の皆様提供する体制を検討される参考として、豊後大野市がとられた高速情報通信網整備事業の取り組みについて、御紹介させていただきます。

この事業は、災害時における防災情報通信手段の充実、または平常時における地域の行事連絡等の広報サービスなど、緊急放送と通常放送の確保を目的とした事業でございます。防災無線との違いは、ケーブルテレビシステムを活用した光ファイバーケーブル網を

通して行政情報を一斉に放送でき、各家庭に無料配置された音声お知らせ器具端末器具に自動で受信をされます。この事業に際し、かかりました総予算額は約5億8,000万円でございますが、さまざまな交付金と特例債を活用され、豊後大野市の一般財源負担は約1億7,000万円でございました。現在、この光ファイバー網を通した音声告知情報網の各家庭の普及率は90%以上で、昨年8月より緊急時以外は通常放送を行われております。御案内のように豊後大野市では、将来起こるであろう自然災害時のために光ファイバーケーブル網を整備され、市営のケーブルテレビサービスと連携をしながら、市独自の緊急情報通信体制を確立されました。

別府市に光ファイバー網を利用した行政情報通信体制を即整備することには、克服しないといけない問題点は多々あると考えますが、多くの自然災害に対し、別府市にとって一番効率的な情報提供手段を想定しなければいけません。市民の皆様の命を守るため、または人的被害を最小限にとどめるためにも、スピーディーな行政情報の通信体制が求められていると考えますが、無線以外の情報伝達手段の拡充の可能性について、見解をお聞かせいただけますか。

○企画部参事（福田 茂君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、気象警報や避難勧告、避難指示など、市民への情報伝達方法は、スピーディーであることが重要であり、情報の伝達手段は、より多くある方が有効でございます。現状は、市民が携帯電話で防災情報を得ることができるよう、県民安全・安心メールへの登録を推進しております。今後、災害情報を直接携帯電話に提供するエリアメールの導入を進めてまいりたいと考えており、さらには同報系防災行政無線の設置や他の手段も調査していきたいと考えております。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。大分県の津波等の被害防止対策事業の3億円ある交付金の活用も視野に入れながら、防災メールからスピーカー、無線、有線、光ファイバーやそのほかの情報通信手段の可能性も含めて、幅広い年齢層の市民が情報を受信できる市独自の行政情報通信体制のインフラの整備を御検討されることを強く要望させていただきます。

これで、別府市の防災対策についての関連質問を終わります。

最後になりますが、NPO法の改正について、質問をさせていただきます。

阪神・淡路大震災以降、ボランティア活動などを行う民間の非営利団体に法人格を与え、活動を支援するNPO法が、1998年に成立されました。ボランティア活動を初め、市民が行う自由な社会貢献活動の健全な発展と公益の増進を目的とした新たな制度として、このNPO法が成立されてから今日まで、行政では手の届かない分野での、NPO法人が果たされている役割は多くございます。昨年の6月に開催されました参議院本会議にて、NPO法の一部を改正する法案が可決をされ、NPOのそれまでの活動12分野に加えて観光の振興、農山漁村及び山間地域の振興、都道府県政令市の条例で定める活動の、新しく3分野も追加され、より多岐にわたり新しい公共として幅広い分野で活動が期待されています。

そこで、まず、NPO法人の現状についてお聞かせをいただけますか。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

NPO法が制定されて、12年余りということでございます。まず、任意団体は、NPO法人としての認証を受けるわけでございますけれども、現在、大分県内でNPO法人として認証を受けている団体数は、平成24年1月末現在で488法人です。1人当たりの人口比で見ると、大分県は九州では鹿児島に次いで2位、全国では5位ということになっております。市町村別では、大分市が一番多く229法人、別府市は2番目の49法人、約1割となっております。

県内の認証法人の活動分野を見ますと、やはり一番多いのが保健、医療、福祉の分野、それから続いてまちづくり、そして社会教育と続いております。別府市内におけるNPO法人の傾向も、大体同じような傾向となっております。

そして、この認証法人のうち寄附金控除が受けられるように、国税庁の方から認定を受けたNPO法人の数でございますが、国の資料によりますと、昨年8月時点で全国のNPO法人全体のわずか0.54%、231法人にとどまっているようです。

○1番（森 大輔君）ありがとうございます。御答弁のように、大分県の認証NPOの数は488法人あり、人口比によると全国でも5番目に多いとされています。県内で別府市の認証NPOの数は49法人あり、県内では2番目に多い都市と分析されています。しかし、認証NPOから寄附金税額控除等の対象となる認定NPOは、全国でわずか231法人にとどまり、全体の約0.5%にしか達しておりません。旧来のNPO法では、認証NPO法人から認定NPO法人に許可されるまでのハードルが高く、認定要件の緩和が求められておりました。東日本大震災以降、多くの国民が寄附を行い、NPOの活動支援金に対する関心は高まりつつありますが、震災復興支援に当たっておられます多くのNPO法人が、まだ税制優遇のない状態で活動しておられます。また、別府市においても、活躍していらっしゃるほとんどのNPO法人も、税制優遇の対象とならない認証NPO法人であると認識しています。

ことしの4月より施行されます改正NPO法が、旧来のNPO法とはどのように違うのか、主な改正点についてお聞かせいただけますか。

○政策推進課長（稲尾 隆君）お答えいたします。

まず、改正によって、NPO法人が認定をとりやすくなります。認定NPO法人になるための最大の関門と言われていたのが、幅広く市民の支持を得ているかどうかというパブリックサポートテストと言うのですけれども、これをクリアすることでした。今までは法人の経常収入の20%以上を寄附金が占めることが条件でした。今回、改正によって3,000円以上の寄附者が、年平均で100人以上いけばよいということになりました。また、認定機関の方も、国税庁の方から大分県の方に移りましたので、今後は認証も認定も同じ県で行えるようになりました。また、仮認定制度というのも導入されまして、設立後5年以内で財政基盤が脆弱な法人も、1回3年間に限り税制優遇を受けられます。

また、昨年の寄附税制の拡充で、適用下限が5,000円から2,000円に引き下げられるなど、NPOが寄附を集めやすくなったのもメリットと言われております。従来所得控除に加えて、所得が少ない人に有利な税額控除方式も導入されましたので、最大で国税の40%と住民税の10%、内訳は市民税が6%、県民税が4%ということになりますけれども、国税40%、住民税10%の控除が受けられるようになります。ただし、個人住民税につきましては、各自治体で対象法人を個別に条例指定すれば可能となりますけれども、この条例指定するかしないかは、各自治体の任意ということになっております。

○1番（森 大輔君）ありがとうございます。改正NPO法になり、新たに四つの認定要件が緩和されました。おっしゃるように、一つ目に、幅広い市民から信頼される活動かどうかを示すために、3,000円以上の寄附者が年平均して100人以上必要なことになりました。二つ目に、仮認定制度が導入され、100人以上の寄附者がいなくても、ほかの六つのNPO法人としての基準を満たしていれば、3年間は税制優遇が受けられることになりました。三つ目に、都道府県が認定機関となり、認証NPO法人の認定が行えるようになりました。最後に、認定NPO法人に寄附をされる方に対して、税額控除がされるようになりました。ただし、認定NPO法人に寄附をされた個人の県民税、市民税の控除を可能にするかは、各自治体で税額控除の条例をつくらなければなりません。今後、改正NPO法に従って認定NPO法人の寄附者に対する市民税額控除について、条例指定に取

り組んでいただきたいと提言をさせていただきますが、別府市の方針をお聞かせいただけますか。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

現在、大分県が、個人県民税の条例指定に向けて作業を進めております。対象法人の個別指定に当たっての手続きや基準を、税務担当課の方と協議しながら策定中というふうに聞いておりますけれども、大変作業が難しいようでございます。当面のスケジュールといたしましては、要綱を制定した後にNPOから申請を受けるという予定だそうですが、ことし6月議会での条例指定は間に合わないというふうに聞いております。

それから、幾つか他都市にも問い合わせを行ったところ、いずれも方針等は未定であって、県の動向を見て今後検討したいという回答でございました。改正法が、昨年6月に成立したばかりとあって、全国的な傾向でございまして、自治体の受け入れ体制の整備や条例づくり、こういったものがおくれているのが現状でございます。

本市といたしましては、基本的に県の取り扱いと歩調を合わせたいというふうに考えております。県、それから他市の状況など情報収集を行って、また本市の税務担当課とも十分協議しながら、今後の対応を検討していきたいというふうに思っております。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。認定NPO法人の基準作成には、大分県とも協力されながら慎重に、公平・公正な基準を定めていただきたいと要望させていただきます。

市民税額控除の条例指定は御検討中のことですが、今後、行政に資金面で頼らなくても活動をしていける独立した認定NPO法人の設立を目指していくことが、結果的に市の財政面での負担の軽減にもつながると考えます。NPO法にも定められているように、市民が行う自由な社会貢献活動の健全な発展と公益の増加を、行政としても積極的に推進していく必要があります。その第一歩として、認定NPO法人に寄附をされた方に対しての市民税額控除の条例指定に、ぜひ取り組んでいただきたいと御要望をさせていただきます。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○4番（野上泰生君） 1日目、最後の質問になります。通告の順番のとおり質問をさせていただきます。

まず、最初に介護保険ですが、先般、介護保険の改定について調査会での説明を受けて、少し驚きました。平成24年度から新しい介護保険料において、65歳以上の1号被保険者の介護保険料の負担が40%以上、多い方で60%以上値上がりするというので、このデフレの世の中でこれだけ派手に値上がりするサービスというのがあるのだとちょっと驚いて、ちょっと介護保険についていろいろと調べてみようというふうに思っています。

まず、最初にお聞きします。平成18年から平成20年度が第3期、21年度から23年度が第4期、そして、これから迎える平成24年度から平成26年度が第5期ということになるわけですが、それぞれの期における介護給付費、つまり介護サービスの対価として行政の介護保険特別会計から支払われた費用ですが、それぞれの期間の総額の平均値及び第1号被保険者の数、つまり65歳以上のお年寄り、あまねく1人頭の平均値というものを教えてください。

○高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

平成18年度から20年度を事業期間とする第3期の介護給付費の実績は227億8,200万、年平均にしますと75億9,400万でございます。また、見込みでございますが、平成21年度から23年度の第4期は269億7,900万円、年平均にしますと89億9,300万円で、前の期の3期と比較して18.4%の増加、これから迎える平成24年度から26年度の第5期は314億5,900万円、年平均にしますと104億8,600万円で、前の期、4期と比較しまし

て16.6%の増加となる見込みでございます。これを第1号被保険者数で割った1人当たりの給付費は、第3期は23万8000円、第4期は26万2,400円、第5期は29万円、以上でございます。

- 4番(野上泰生君) どうもありがとうございます。平成24年度から26年度の年平均が、約105億ですね。毎年毎年105億円もの介護給付費が支払われる時代が来ているということです。1人頭、健康な方あまねく含めて第5期は、1人当たり29万円の介護サービスの給付が行われる。したがって、大幅な値上がりを余儀なくされているということだと思います。

では、なぜ一体これほど大幅に近年伸びているのか、その原因を教えてください。

- 高齢者福祉課長(湊 博秋君) お答えをいたします。

高齢化により、75歳以上の高齢者が増加したことや、核家族化によりひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加したことなどから、第3期の3年間に93人しか増加しなかった認定者数が、第4期の本年1月末で6,524人と、第3期末から13.6%、人数にしまして780人の増と大幅に増加しており、このことが給付費の増加につながっていると考えられます。そのほか、介護報酬のプラス改定が行われたことや、制度が定着したことにより、サービス提供事業者が増加するなど、介護基盤の整備が進んだことが、要因として考えられます。

- 4番(野上泰生君) ありがとうございます。地域包括支援センター等の整備も進み、この介護保険の制度が普及していったことで、第4期においてかなり多くの方が介護保険のサービスを受けるようになった。同時にお年寄りの数もふえてきた。そういうことだと思うのですが、では、別府がどういう状況なのか。全国と比較して多いのか少ないのか。先ほどの第1号被保険者1人当たりの介護給付費ですけれども、日本の平均もしくは大分県の平均と比較してどういう状況ですか。教えてください。

- 高齢者福祉課長(湊 博秋君) お答えをいたします。

全国の数値を把握できる平成21年度の決算で比較しますと、別府市の第1号被保険者1人当たりの給費は24万8,551円でございます。これに対して全国の保険者平均は23万8,056円、大分県の平均は26万3,592円で、全国の数値より高く、大分県の数値より低いという状況でございます。

- 4番(野上泰生君) ありがとうございます。わかりました。つまり、別府はそれほど全国的に見て突出して高いとか安いとか、そういう状況ではない。平均的な状況であるということがわかりました。

では、先ほど言った調査会において、今後は介護予防事業に力を入れていくということで、できるだけ介護保険料の上がるのを抑えていきたいというふうに説明されていましたが、具体的に平成23年度と比較して24年度はどのようになるか教えてください。事業の内容と、あと予算的なところを含めて教えてください。

- 高齢者福祉課長(湊 博秋君) お答えをいたします。

今までは介護予防に取り組む必要がありました高齢者を対象に、通所型介護予防教室を実施しておりましたが、平成24年度は元気な高齢者にも対象を広げ、通所型介護予防教室を実施する予定でございます。内容としましては、運動、栄養、口腔の複合プログラム、温泉を利用した水中運動プログラム、口腔プログラム、そして運動を主体としたプログラムを実施する予定でございます。また、継続予定の健康づくり事業、介護予防普及啓発事業を含めると、平成24年度で予算額としまして、特別会計予算2,473万9,000円、一般会計予算1,712万8,000円、平成23年度と比較いたしまして560万9,000円の増加となっております。

- 4番(野上泰生君) ありがとうございます。予算的に560万円のアップということは、

20%弱ですか。介護保険の給費が16.6%伸びていく中で、そんなに変わらないぐらいの介護予防の費用が伸びているというふう感じられますが、ちょっと足りないのではないかという気が正直します。

では、次に人数的なところで聞きたいのですが、新しく平成24年度に始まる介護予防事業というのは、どの程度の市民を対象にしていますか。もしくは、将来的には、対象はどれくらいまで広げようというふう考えられているか、お答えください。

○高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

運動、栄養、口腔の複合プログラムとしては、高齢者を対象に24クール、480人、一般高齢者を対象に6クール、120人を対象に行い、水中運動プログラム2クール、40人、口腔プログラム、2クール、40人を対象に行う予定です。また、一般高齢者を対象とした運動主体のプログラムを月2回、7カ月で420人を対象に行う予定です。合計1,100人の高齢者を対象といたします。

高齢者人口の5%程度の方が、何らかの介護予防事業に参加することが国の目標です。別府市の高齢者人口は約3万4,000人ですので、約1,700人が参加できる介護予防事業であることが望ましいこととなります。23年度に実施しました介護予防教室も延べ336人の方が参加しておりますが、とても好評で、2クール、3クールと継続して参加している方がいらっしゃいますので、実参加人数は180名となります。プログラム参加予定人数の約半分が参加実数とすることから、24年度も550人程度の方の参加となると考えられます。このことから、高齢者人口の5%の方が参加できるようにするためには、1,700人の倍の3,400人規模の受け入れ体制を整える必要があると考えておりますが、すべてを行政主導で実施するのは難しい状況がございます。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。今のお話を整理させていただきますと、24年度の介護予防プログラムでは、1,100人の高齢者が参加予定、これは実人数で言うと550人ですね。一方で国の基準でいくと、高齢者人口の5%が介護予防プログラムに参加することが目標ですから、1,700人。つまり、まだまだ足りない。つまり、550人で1,700人ですから、3倍ぐらいの数が実際に参加しないと、これは国の基準には達しないということが、はっきりしてきました。

私、ほかにもいろいろと、いろいろなところに行って調査してみました。一つは、これはつくばに行って、これは9月の議会でも紹介させていただきましたが、つくばで聞いた話だと、お年寄りの健康づくり、介護予防を含めて彼らが自治体と組んでやっている事業では、どれぐらいの数を目標にしているかという、3割ですね、高齢者の3割。すなわち1万人です。1万人の方が、こういったプログラムに参加をすることで、初めていろいろな成果が目に見えて出るようになりますという説明を受けています。

それと、つくばから紹介をされた見附市というところは、スマートウェルネスシティということで一生懸命やっているところですが、ここはちょっと違ってまして、40歳以上の市民が2万5,000人いるわけですが、継続的に運動している人、毎週のように運動している方々が、現在1,355人ですが、近い将来、2,000人までしますという話です。これは、2万5,000人の2,000人ですから、約8%になります。この数字を別府市に置くと、40歳以上7万4,000人なので5,920人、約6,000人。つまり、どちらかお年寄り、高齢者の方が何らかのプログラム——口腔ケア、何でもいいのです——に1万人の方を参加させるようになるか、もしくは日常的に運動している40歳以上の市民が7,000人出てくるか。ここら辺が、今日本で一番頑張っている地域の数値目標です。

できれば、先ほどエビデンスという話もありますが、実はもうエビデンスは、見附市の事例で出ているわけですね。一生懸命運動をやった方は、70歳の段階で国保の負担が平

均10万円下がっているという数字も出ています。したがって、もうエビデンスはあるので、必要なのは、いかに多くの人実際に参加をするような環境を整えるかであるというふうに考えています。

お願いなのですが、1年間かけて、先ほど9番議員が、ゆったりストレッチ教室の話をして、やめてしまったと。ちょっとがくっとしています。これって、すごく登録者が、あのとき聞いたときは、9月8日の段階で1,350人が登録をしていた。つまり、毎週1回、毎月1回必ず運動していた方が、去年の9月の段階で1,350人いたのです、ここには。さっき言った継続運動1355人、見附市ですから、いい勝負ですね。見附は3分の1ですから、この3倍ぐらいになれば、見附並みということになるわけですが、本当にいい事業なので、ここは残念、残念。もちろん今後さらに大きくなってほしいわけですが、やっぱりやるときは、民間と協働する以外にないと思います。地域のスポーツクラブであったり、民間の水泳の教室であったり、いろんな民間のサービスがあって、そういうところと一生懸命組んで、予防事業もしくは健康づくり事業をやってほしいと思います。いかがですか。

○高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

これまでは介護予防の重要性、必要性を訴えて、目標となるしっかりした指導者のもと行われる介護予防事業の取り組みを進めてまいりました。しかしながら、市内の高齢者すべてを元気にするための事業として行政主導で事業展開するには、限界がございます。

そこで、議員からも提案がありましたように、今後どのような政策をとれば、多くの市民が民間活力を利用した自主的な介護予防に取り組んでいただけるかを検討していきたいと考えております。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。私も一生懸命ちょっと協力をして、いろんなところを調べてみたりして、情報の方を提供させてもらいたいと思います。100億円の介護給付がなされるまちよりは、10億円ぐらい予防に使うまち、その結果、全体が下がれば本当にハッピーな別府が生まれると思いますので、この辺をよろしく願いいたします。

次は、介護給付の適正化なのですが、制度がやはり信頼性、これだけ負担がふえてくると、いろいろなことが起きていくと思います。この信頼性を獲得する上でも適切な内容で適切な価格の介護給付がなされることが原則だと思っています。別府市では、介護給付の適正化についてどのような方法を取り入れているか、お答えください。

○高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

大分県介護保険適正化計画に基づいて別府市が取り組んでいる適正化事業について、御紹介をいたします。

適正化事業の主要5事業としまして、認定調査状況をチェックする要介護認定の適正化、不適切なサービスの利用がないかどうかをケアプランをチェックし、介護支援専門員の資質向上に努めるケアプランの点検、住宅改修が自立に向けた改修であるかどうかの事前・事後の検証を行ったり、要介護認定軽度者に対し必要以上の福祉用具貸与がないかどうか、調査する住宅改修等の点検、国保連合会から提供される縦覧点検データをもとにサービス間、事業所間の給付の整合性を確認したり、医療給付と介護給付情報の突合結果をもとに給付状況を確認したりして、疑義のある内容について事業所を確認し、適正給付の指導を行い、過誤・不正請求の減少に努める縦覧点検、医療情報との突合、介護給付費用の通知書とその利用方法を説明するリーフレットを利用者あてに送付する介護給付費用通知があります。また、その他の事業として、地域包括支援センターや地域密着型施設への実地指導、運営基準や各種加算についての確認に伴う居宅介護支援事業所の介護支援専門員の重点指導などを行い、不適切な処理を見つけたときは、給付費の返還をさせていただいております。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。すごく私も難しく、いろいろ調べてみました。要は要介護認定ですね。今、お年寄りがどういう状況であるのかというのをしっかりと、認定する部分が適正に行われているかどうか。それから、1人1人の方のサービスの利用に関するケアプランですね、これが適正かどうか。あとは在宅できちっと介護が受けられるような住宅の改修や福祉用品の貸与における部分の点検。そしてサービス間、医療と介護給付の中を見て、ちょっとそういった不正がないかというのを見る、チェックする部分。それから最後は、利用者向けにちゃんとこのような形の介護給付がありましたということ伝えて、利用者の方からチェックをしていただく。この五つだということが理解できました。

この体制なのですけれども、とてもたくさんの作業をされているなと思いますが、この体制なのですけれども、どのような体制で別府市では行われているか、教えてください。

○高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

現在、介護支援専門員の資格を持つ非常勤職員2名と、その指導的役割を持つ常勤職員1名の、主に3名体制で実施しております。職員は、他の業務も行いながらですので、十分な適正化業務とは言えませんが、国保連合会から提供されるデータをもとにピックアップしたチェックを行うほか、重点指導項目を決めて調査及び指導を行うなど、効果的に行う努力をしており、他市から研修のため来庁されることもあるほど、別府市は県内では比較的適正化業務が進んでいると考えられます。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。それを聞いて少し安心しました。実は私の知り合いでヘルパーをやめた方がいて、今、地域の支援をしているのですけれども、その方の話によると、ヘルパーで入っても、本来ヘルパーというのは、お年寄りの自立を助けるため、自立的な生活を助けるためにできないところを補うのがヘルパーのはずなのに、まるでお手伝いさんのようにいろんなことをしろと言いつけられる。それをしないと、またその事業所に苦情を言われて、そんなことをやるぐらいなら、私は地域に入って地域づくりの支援をしたい、そういうふうな人がいました。やっぱりこれは、すごくそのとおりだなと思います。（発言する者あり）はい。そういうことで、そのようなことがないようにするのが、恐らく適正化の取り組みで一生懸命されていると思います。どうぞ頑張ってこれからもしていただきたいと思います。

では、次に、介護のスタイルですが、在宅と施設というふうに主に分かれていくと思います。現在の別府市では、在宅での介護と施設での介護の比率はどうなっていますか。また、同じように全国、もしくは県内と比較してどういう状況であるか、教えてください。

○高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

給付費を特別養護老人ホームなど介護保険3施設に係る施設サービス費、訪問サービス等の居宅サービス費、高額サービス給付等のその他給付費に区分すると、平成21年度決算における別府市の構成比率は、施設サービス費39.7%、居宅サービス費53.6%、その他給付費6.6%となっております。これと同じ区分で全国並びに大分県の数値を区分し比較すると、全国の施設サービス費の比率は38.3%、居宅サービス費は56.1%、大分県は38.1%と55.6%で、いずれとの比較においても別府市の方が、施設サービス費の比率が高く、居宅サービス費の比率が低いという結果になっております。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。別府市の方が、少しではあるけれども、施設の比率が高いということで、では、居宅で介護した場合と施設で介護した場合の1人当たり給付費というのは、現状どれぐらいの差があるのか教えてください。

○高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

直近の実績では、介護3施設の1人当たりの給付費は27万1,000円、居宅に係る給付費は12万6,500円となっております。

○4番（野上泰生君） これは、月でいいのですか。月ですか。はい。毎月27万1,000円と12万6,000円、15万円ぐらい違う。一方でもちろん施設の方は、どちらかと言うと重症というか、重い方が多いと思うので、差があるのかなと思うわけですが、先般、要介護度3という方で、同じ要介護度の方が、施設と居宅でされた場合はどれぐらい違うかというのを確認したら、やっぱり2割ちょっとは違っているみたいでした。したがって、いかに居宅、在宅で介護がされるか、この比率をふやしていくかというのが、同じコストで多くの方にこのサービスを提供するようなことができると思うのですが、国の政策ですね、凶っていると思いますが、現在の主な政策を教えてください。また、別府市でそれはどういうふうを活用されているか、教えてください。

○高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

国では、認知症支援策の充実、医療との連携、高齢者の居住に係る連携、生活支援サービスを重点的に検討するようとしており、在宅での生活を支える主な内容として、24時間対応の定期巡回、随時対応サービスの創設、サービスつき高齢者住宅の整備を求めています。別府市では、既存のものではなく、これから導入・整備を進めることを検討していかなければならない状況でございます。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。この問題は、本当に大きな問題だと思います。少子高齢化という大きな社会の変革が起きていく中で、明らかに、放置しておくこの高齢者福祉の費用というのは膨大に膨らんでいく。そして、我々の公共サービスの財源を奪っていく。奪うというのは変ですけども、財源の大部分を占めていく。これはもうすでに想定外ではないですね、予見ですね。明らかにわかること。明らかにわかることに対して、措置をしていかないのは過失だと思います。これ、恐らく高齢者福祉課だけの問題ではなくて、しかも健康づくり関連の問題だけではないと思っています。人口がふえていく世の中においては、まちも大きくして、どんどん周辺に住んでまちを大きくしていけば、税収も上がって人もふえるということですが、人口が減っていく少子高齢化社会においては、いかにまちを小さくコンパクトにして1人当たりの行政サービスのコストを抑えるか、これは都市政策の問題ですね、まちづくりの問題です。お年寄りの方が自立して生き生きと暮らせるようなまちをつくる、歩きやすい道とか。今、スマートウェルネスシティは、それ全部です。道づくりからすべて、住宅政策、すべてにおいて総がかりでやらないと、この問題には対応できないということで、あらゆる部署がかかわっています。ぜひとも別府でもありとあらゆる部署が、この問題に対して取り組んで、少しでも問題の解決に向けて力強く踏み出すことを期待しております。

介護関係は、これで終わります。どうもありがとうございました。

次の質問ですが、別府市の観光統計について。議長の許可を得て卓上に資料を配らせてもらっています。こちら、ごらんください。去年の6月議会でも宿泊統計についてちょっと質問をさせていただきましたが、もう一度しつこく質問します。

お手元に配付している資料は、別府市の宿泊者数統計、観光動態、入湯税申告、外国人宿泊というやつですが、このグラフなのですけれども、一番背の高いグラフが、実はこれは別府市が毎年発表している観光動態調査の中の宿泊客の数です。真ん中にあるグラフが、これは実は入湯税なのですが、ちょっと変わってしまっていて、これは旅館組合、旅館ホテル組合連合会が把握している、加盟している施設の入湯税申告の合計です。これ、すぐにはわかるのと、実は平成9年から定例会というのを毎月1回我々はやってしまっていて、その中で共有されている入湯税の数字です。したがって、別府市のものと若干違います。あらかじめ御了承ください。別府市の数字は、平成16年からしかなかったわけですね。一番下のちょっと小さなグラフが、実は外国人旅行者受け入れ協議会が出している外国人旅行者の数です。これは参考までに。

これと言いたいのは、平成9年から14年、ごらんください。実はこの平成9年から何で旅館組合がこんな入湯税の数字を持っているかという、我々は毎月1回の定例会の中でこの数字を月次で共有をしていました。平成9年からちょうど定例会が始まったのですが、平成14年まで毎月毎月開かれるたびに減っている。マイナスばかりという状態が、実は5年も6年も続いていました。これは非常によくなかったわけですが、一つだけよかったことがあって、こうやって今まで旅館の経営者は、なかなか協力しないとか言われていたわけですが、少なくともその定例会に集まっている仲間は、この数字を見ながら非常に危機感を持って、危機感を共有して、何かやらなければまずいということやってきたわけですね。

この流れの中で何が起きたかという、「温泉本」という本ができました。黒川の温泉手形を見て、同じようなやつをしたい、別府はもっといいやつをやろう、「温泉本」を本にしよう。本を売るにはやっぱりお風呂にただで入りたいよねということで、だめもとで旅館の皆さんに、この本を買ったら1枚無料券をつけますから、協力してください。たぶんだめだろうな、もうただですからと思っていたら、予想外に多くの旅館の方が「いいよ」と言っていました。

夕暮れ散歩というやつは、北浜の旅館街の、これはおかみさんや社員の方が交代でガイドをして、よその旅館に泊まった人を案内しています。それを毎日やっています。八湯ウォークの中で一番多くの数を集めているのが、この旅館組合が主にやっている夕暮れ散歩なのですね。

それから、オンパクも始まりました。こういうふうな非常に右肩下りの危機感を共有していく中で、オンパクなんかも多く旅館さんから協賛をいただいて成り立っています。こういう活動が別府で起きてきたわけですね。

一方で、そのとき本当に疑問に思ったのが、観光動態は横ばいだったのです。足元で60万人もの宿泊客が減っていく現場の中で、公式で発表される数字が横ばいだったという、ここが非常に危機感を共有できないなという、もちろん現場の方はわかっていたと思うのですが、なかなかじくじたる思いがしたのを覚えています。

それで、お伺いします。来年度、今度は平成22年度になるのですが、別府市観光動態をよりよい統計として活用できるようにお願いしましたが、その後、どのように推移しているか、お聞かせください。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

観光動態調査は、別府市に訪れました観光客の動きについて調査しまして、観光客の推移、観光施設の利用状況等についてまとめ、観光関係者の皆様に基礎資料として役立てていただくために行っております。そのような中、22年度は官公庁が定めました全国共通基準に沿って、大分県を含む全国的な見直しが行われております。別府市といたしましても、この機会に22年度から観光動態調査の内容の見直しを図りまして、より正確で誘客に活用できる調査を進め、整理してまいりたいというふうに考えております。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。

では、次、もう1枚の資料、次のページをごらんください。先ほどちょっと言ったのです、今度は少しいい話です。

実はこの推移というのは、この表は別府の場合は、これは別府市の入湯税、課税課から聞いた数字です。平成16年から正確な数字が残っていますので、平成16年からデータ、数字。ほかの各日本の100万人規模の主な温泉地の数字がこちらです。こちらは、入湯税でやっているところもあれば、別府と同じような動態調査でやっているところもございます。平成16年は、ONSENツーリズムがスタートして新しい観光まちづくりが別府で始まり出した年です。そのときからどのように変化しているかというのが、ここでわか

ります。見ていただければ、別府は決して落ちていないんです、伸びているのですね。平成21年、下がっていますが、平成22年も、たしかこれはもう少し上がっていますね。これも数字が出ていまして、平成19年ぐらいの数字まで22年は回復しています。23年は、直近で我々も数字を共有していますが、恐らくもっと上がると思うのです。したがって、平成16年から23年というので見ると、恐らく10%ぐらい16年から比べて上がるというふうに思っています。これは入湯税ですね、入湯税というのは一番やっぱり正直に出る数字だと思います。したがって危機感共有もできるし、ある意味達成感の共有もできるわけですね。

ぜひとも考えていただきたいのが、この16年からの数字をしっかりと今度の観光動態に乗せて。というのが、21年度までは昔のやり方で、いきなり22年度に入湯税になったら、100万人以上下がるのですよ。これでまたあらぬことを言われるのもしやくなので、ちゃんと16年から入湯税は実際どうなのだと乗せて、危機感と達成感を共有していくような、そういうふうな形になっていただきたいというふうに考えます。

もう少し、ほかに要望があります。一つは入湯税ですが、全体ではなくエリア別に出してほしい。近年、鉄輪に大きな公共投資が入りましたが、実際、では、その成果はどうだ。では、鉄輪地区でどれだけお客様がふえたか。やっぱりエリア別に分けることで、かなりわかります。

それと、スピードですね。できれば、例えば24年度の4月から9月の実績は、入湯税ならわかりますから、速報値でいいですから、12月に出してほしいのです。そうすれば、次年度の予算編成にやっぱり生かされるわけですね。そういうこともあります。もしくは、今回いい話ばかりではなくて、これはふえていますけれども、実は単価は下がっています、すごく。単価がやっぱり下がっている危機感を共有して、いかにすれば単価を上げる、つまりブランド価値を上げられるのか。そういう議論をするためにも、単価であるとか、そういったものも導入してほしい。そういうふうなことを要求しますが、いかがでございますか。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

今、エリア別の数字、それから速報値のお話、それから単価、こういったようなお話をいただきました。当然そのデータということで使用する前提があるわけで、できるだけ現実的な形で皆様にお知らせできるようにやっていきたいというふうに思っております。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。本当にきちっと数字を共有して、よりよい観光政策を進めていただければと思います。

この質問は、これで終わります。ありがとうございます。

では、次に新しい公共への取り組みについて、御質問をいたします。

先ほど1番議員から、NPOの状況についてはすでに質問がありましたので、ここは省かせてもらいます。

別府には、49のNPO法人ができていうことですが、では、果たしてそのNPOの方々は、市と何か一緒にやりたい、協働したいときにはどこに行けばいいのか。窓口はどこか教えてください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

県の認証を受けたNPO法人等の情報につきましては、窓口として政策推進課の方が行っております。各担当部署に、NPO法人の情報を伝えています。また、観光まちづくり関係では、泉都ツーリズム支援事業を実施している観光まちづくり課が、それから自治会関係については自治振興課が窓口になっています。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。では、協働の取り組みなのですが、新年度における協働の取り組みですね。どのようなことが予定されていますか。教えてください。

ださい。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

新年度予算から新たに協働事業推進に要する経費を設け、各分野における協働に適した事業の調査研究とモデル事業の推進に取り組みます。平成24年度は、温泉地球博物館構想について、専門的な知見を持つ学識経験者やNPO法人等との協議会を設置します。具体的にどのように活動を進めていくか、行政と民間の役割分担はどうあるべきか、実践的な取り組みを通じて個別・具体的に課題を解決していきたいというふうに考えております。

それから、県が推進するジオパーク構想についても調査研究を進めますけれども、世界有数の温泉資源と地質遺産、これは市民共有の財産でありますので、それらを生かしたまちづくりは、協働にふさわしいモデル事業になるものというふうに考えております。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。市とNPOと、そして多くの市民、地域が一緒になって課題の解決に取り組む、それが協働だと思いますので、今回、初めて協働事業推進に要する経費というのが予算の中で計上されました。まだまだ額は少ないわけですが、今後、今年度24年度の経験を生かして、こういったものが本当に実りのあるものになっていただきたいと思っています。

市の総合計画を見ると、ほとんどすべての項目に協働するということになってはいますが、実際にそのように進んでいないというふうにこちらは思っています。現状は、では、何が課題なのか教えてください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

一番大きな課題は、まだお互いの顔がよく見えていないことだというふうに思っています。行政側は、NPO法人がどの分野で、具体的にどのような活動をしているのかということについて情報不足でございます。また、NPO側も、行政側の情報発信が少ないために垣根が高いというふうに感じているのではないかと考えています。お互いの理解不足が、協働が進まない原因の一つかもしれません。地縁的な関係、地域団体である自治会と行政のつながりは、とても深いものがあります。その反面、個々の市民で構成されるNPOや企業との連携というのは、まだ余り進んでいないのが現実です。

先般、県が初めて開催した企業とNPO等との「おおいた協働ひろば」というものに本市も参加いたしました。こうした触れ合いの機会や交流の場が必要ではないかというふうに感じております。総合計画にも数多くの協働の取り組みが載っておりますけれども、協働を本格的に進めるためには、行政が持つネットワークを使いながら、地域の中で市民や団体などさまざまな利害関係者との関係を調整し、新しい活動をつくり出している職員あるいはNPO等の育成が求められているというふうに思います。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。NPOの顔が見えない。NPOというのは結構うるさい人が多くて、いろいろややこしいことになるというイメージがたぶんあるのだと思います。実際、私も会議をしているとそういう人が多いのですけれども、一方で本当にまちのことを愛して何かしたい。少しいろんな見方を変えると、これほど地域のために尽くそうという方はいないと思うので、ぜひとも。ただ、やっぱり行政の方が下で、NPOが上でみたいな、市民が上でみたいなことではなく、本当に対等に、たまには論戦をしながら本音で語り合える関係、これがやっぱりできないと顔が見えないのではないかなというふうに思います。

協働って、別にNPOだけではなくて、本当に地域の自治会の方や企業の方とも一緒にやるものですから、NPOだけがどうこうでは決してないと思うのです。そういうことを含めて、今一番別府で活発にやっている協働というのは、実は泉都別府ツーリズム支援事業だと思っています。これまでの実績と、幾つかで結構ですから、その具体的な取り組み事例を教えてください。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

ただいまお尋ねいただきました支援事業でございますが、これは、市民が主体となるまちづくりを推進する目的に、平成15年度より実施しております。事業内容といたしましては、まちづくり団体が実施する事業に対しまして、選考によりその事業費の一部を補助するものであり、これまでの実績といたしまして、年によりばらつきはございますが、年間20事業程度、延べ210事業に対し補助を行ってまいりました。

これまでの事例ということで、二つほど紹介をさせていただきます。

まず一つ目は、朝見地区の有志から成ります朝見地域振興会では、ボランティアガイドによるまち歩き「朝見郷ロマン散策」を開始いたしまして、継続的に実施しております。観光客の方々と地域の方々との交流が生まれまして、地域内での協力体制も生まれているというような状況でございます。

また、内籠の「堂面棚田を守る会」では、荒廃いたしました棚田を整備し、美しい棚田景観づくりを行いました。同時に、整備されました棚田を活用してイベントや農業体験を実施することにより、地域の子どもたちとの交流を図っているというようなことでございます。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。数多くの団体がかわり、多彩な活動が繰り広げられているということは、よく存じ上げております。すでに開始して9年近く経過していますが、今後の課題等がありますたら、教えてください。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

これまでの支援によりまして、市民のまちづくりの意識の高揚、あるいはまちづくり活動の広がりなど、一定の成果を上げたのではというふうと考えております。しかしながら、事業を開始いたしました平成15年当時と比べまして、まちづくり団体の意識や事業実績、団体間での連携など、さまざまな面で取り巻く環境は変化しているというふうにとらえております。そのような状況を踏まえまして、本事業も来年度平成24年度に10年目を迎えることもあり、行政目的や現在のまちづくり団体のニーズ等を総合的に判断する中で、事業の方向性を検討してまいりたいと考えております。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。9年前に始まったときは、本当に最先端だったですね。このような事業が公募型でまちづくりの方々、任意団体も含めてできる。それから「泉まちネット」という、地域の市民のネットワークを行政みずからがコーディネートしていく。しかも、その運営は市民が主体的に行う。こういう活動がスタートしたのが本当にすばらしい。私も全国に行って、なかなかこういう場が本当にはないです。これは貴重な財産ですね。

一方で、その当時のまちづくりやボランティア、そういった感覚から最近はもうかなり変わっています。先ほど1番議員が言ったように新しい公共ですね。法律も変わり、例えばソーシャルビジネス、ビジネスの手法を使って地域課題を解決しよう。いろいろな動きが出てきています。その部分、新しい公共なのですけども、国もやっている、県もやっている。別府市では具体的な取り組みというのがあるか、お聞かせください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

本年度は、制度あるいは仕組みについて各種研修会に参加するなどの調査研究を進めましたけれども、現段階では、例えば公募型、提案型の事業といったものを具体化するまでには至りませんでした。今、別府の方で民間企業が温泉熱発電、これの試作や実用化というものの取り組みがスタートしておりますけれども、例えば環境とエネルギーなどの分野で新しい公共の取り組みを進めるときに、そういった行政提案型だけではなく、市民提案型というようなアイデアを募る、そういった選択肢も考えていきたいというふうに思っております。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。実は、これは6月の議会で協働のモデル事業をやったらどうですかという提案をさせていただいた後に、私は埼玉県の和光市に行ってきました。この和光市は、市長みずからが公約に協働をやる、徹底的に協働をやると推進してやっているところです。そこで得た一番の収穫というのが、和光市には市民活動、協働推進の専門部署があるのですね。私は、さっきNPOの窓口はと聞いたのですが、けれども、あなた方はNPOの窓口ですかと聞いたら、いや、違うと言うんです。窓口ではないと言うのですね。どういうことかと聞いたら、テーブルがあって、NPOもしくは市民の皆さんと市役所の皆さんがお話をするときに、私たちは市民の隣に座りますと言うわけです。窓口ではないのです。市民のために各部署との折衝のサポートをする、調整をする。それが私たち市民協働の専門部署の役割です。つまり、市役所の中に市民の立場になって、しっかりと動く部署を存在させているわけですね。実は私たちがないと、それは各部署はやはり楽な方、やはり確実な方ということで業者に外注してしまいます。けれども、私たちがいて丁寧に調整をすることでお互いが理解できて協働が少しずつですが、進みます。そういうふうな話をいただきました。

そこで一番成功した協働の事例というのは、まさに市役所が持っている老人会とか、お年寄りの方々のネットワークとNPOがやっている運動の事業ですね。ストレッチ教室の運動の事業。ここを行政が間に入ることによって多くの人が、NPOがやっている事業に入っただけになるようになった。そういうふうな市が得意なこと、NPOが得意なこと、それをうまくコーディネートしていく。そういった仕事を、これまた公募型でいろんなアイデアを得ていきながらやっていました。

したがって、私は、協働とか新しい公共を進めていくには、専門部署を設置したり、市役所内部の人材の育成がとても重要であると考えています。一方でAPUとか、もう10何年たちますから、彼らも別府で育ち、別府が好きになって、企業に就職して社会勉強して戻ってきたり、結構いるわけですね。こういう人たちをうまく活用するような部分から、何か事業とかできないかと思うのですが、それはいかがでしょうか。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

先ほどお答えした温泉地球博物館構想、こちらの方にも人材育成という大きな柱があります。単に観光振興の面だけでなく、若者や子どもなどを含めた人材育成、そしてその活用という視点も必要というふうに考えております。

今、議員の方から、若者たちの中にふるさとに戻って地域のために活躍したい人材が育ってきているということを知り、非常に心強く思っております。行政がしっかりと受け皿をつくるためには、各事業担当課がNPO法人への理解を深め、協働すれば地域の課題が解決できるという分野、そういったものやテーマを積極的に情報発信することが必要というふうに考えております。御意見をいただいた行政とNPOをコーディネートする専門部署、あるいは人材の育成については、今後、組織機構の見直しの中で対応を検討させていただきたいというふうに思っております。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。ぜひとも市民と行政が一体となって地域の課題に取り組む、そういった別府が生まれてほしいなというふうに思っています。

次の質問です。別府市の新基幹系のシステムについて、お伺いをいたします。

別府市では、新基幹系システムの導入が予定されていますが、どのようなものが計画されているか、簡単に御説明ください。

○情報推進課長（池田忠生君） お答えいたします。

住民記録をベースとする住民記録システムのほか、税、福祉関係の各システムから構成されており、約30システムを結合・統合するシステムとなっております。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。では、この基幹系システムの計画の概要、方針、

それについて御説明をお願いします。

○情報推進課長（池田忠生君） お答えいたします。

この基幹系システムについては、平成19年度に汎用コンピューターからクライアント・サーバー方式に変更し、各システムの多くはパッケージ形式のものを導入し運用しております。この運用中の基幹系システムの保守・サポートの有効期間が、平成25年12月となっていることから、今回の計画となっております。基幹系システムの再構築については、行政業務のサービスや収入源の核となるシステムの集合体でありますので、職員及び利用者である市民の利便性を低下させないことを第一義とし、安定・安全に稼働することを導入の目標としております。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。これもまた難しい説明で、よく……、あれなのですけれども、要はパッケージを使うということで、あらかじめ行政サービス用にデザインをされたものを導入する。その方が、独自に開発するよりはコストが安く済む、そういう理解でいいと思うのですけれども、そういう理解をしました。

それで、ただ先ほど言われたように、税や福祉といったさまざまな情報が、このシステムには入力されると思います。データベースだと思えるのですけれども、その場合、たしか入力する項目をふやしていくとなると、これは独自の開発行為になるわけですが、すでに入力されたデータを抽出したり切り離したり集計したりという、いろんな形でこれを活用できると思うのですね。このシステム上でデータ化された情報の活用なのですけれども、これはどのように生かしているのか、できるのか。それを、まずは情報推進課の方から教えてください。

○情報推進課長（池田忠生君） お答えいたします。

基幹系システムについては、管理・保有する情報は多岐多様であり、その量も膨大な情報であることは、容易に推測されております。これら情報を分析・集計し、地域、団体また市民に社会福祉、市民福祉のため生かすことは、行政の重要な役割であると考えております。計画する基幹系システムの機能・性能については、システムでの保有情報の範囲内との制限はございますが、特定の条件からさまざまなデータの抽出を可能とするものを予定しております。また、データの抽出については、システムを利用し、システム内の情報を取得・管理する主管課において直接抽出できるようなシステムを計画しておるところであります。各部署においては、情報取り扱いの関係法令を十分に留意しつつ、情報の政策的活用を推進いただけるよう、新基幹系システム開発の担当課といたしましては、その使用について配慮し、計画するように努めております。個別の情報活用につきましては、各部署での取り組みとなりますが、当課といたしましては、情報の政策的活用について技術的な支援・協力をしてまいりたいと考えております。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。今の答弁の中で、つまり今入力するシステムに関しては、いろんな形で活用が可能だ、これから開発するわけですから。したがって、どのようにデータを活用して政策評価等に生かしていくかというのは、もちろんこれは情報推進課が考えることではなく、各部署でしっかりと要望を出してくれ、そういったことだと理解します。

では、お伺いします。行政が持つさまざまな情報をこのような政策評価に活用することが、システムの変更で十分可能な状況になってくると思うのですが、いかがでしょうか。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

本議会におきましても、昨日来、高齢者の健康を例に政策評価あるいは施策評価の重要性というものを指摘されているところでございます。政策評価を行う場合には、当然成果指標というのが必要になるわけでございますけれども、現時点におきましては、各事業担当課ともこの成果指標の設定が余りできていないのが現状です。政策推進課といたしまし

ては、一定程度の因果関係が認められるのであれば、基本的に指標については数値化すべきというふうに考えております。行政が保有している情報なので、指標づくりにコストがそれほどかからず、政策や施策の決定に生かせると思いますので、当然個人情報の保護や目的外使用などの法的な面をクリアできるのであれば必要な手続きをとって、そして事業担当課と関係部署が連携して積極的に活用していただければというふうに考えております。

- 4番（野上泰生君） ありがとうございます。実は、こういうことがありました。過去、私も別府市の市税がどういう形で入ってきているのか知りたくて、例えば市税の法人税が、どういった業界からどれぐらい入っているのか、過去はどうだと調べたら、ものすごく、やれば何とかわかるかもしれないけれども、今は出てきません。では、固定資産税。どの地域が最近、要は人が住み栄えているのか知るためには、住所ごと、校区ごとに固定資産税がどうなのですか、税収はどれぐらいになっているか教えてくださいと言ったら、それはわかりませんという話でした。まちづくりをやるとか公共投資をやるとか、いろんなシーンでやっぱり投資したらどういふふうなりターンが得られるかというのは、しっかり僕は数字で把握すべきだし、先ほど言った福祉のコストもやはりちゃんと数字を見た上できちっと、予防にこれだけかけていこう。そういう議論が恐らく財政、予算をするときに現場と財政との間でなされ、もしくは議員との間で共有され、しっかりと合理的な判断がなされるべきだと思います。

せっかく今回26年1月に新しい基幹系システムができるわけで、まだ時間があるわけですから、ぜひとも各部署が一生懸命考えて、自分たちが入力するデータをどのように生かせば今後の政策に使えるのか。これはもういますぐ役立つとは思えません。ただ5年後、10年後の行政運営には大変宝物のような仕組みができていくと思うので、ぜひともそれをしていただきたいということで、きょうは最後の電子メールの方は、ちょっとすみません、カットさせていただきます。きょうは、どうもありがとうございました。

- 議長（松川峰生君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時47分 散会